

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年12月第2回訂正分)

アートグリーン株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価
格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年12月9日に関東
財務局長に提出し、平成27年12月10日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年11月16日付をもって提出した有価証券届出書及び平成27年11月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し30,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成27年12月8日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成27年12月8日に決定された引受価額(386.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格420円)で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「36,800,000」を「38,640,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「36,800,000」を「38,640,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「420」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「386.40」に訂正。

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「193.20」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき420」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（380円～420円）に基づいてブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、以下が特徴でありました。

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数は多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

これにより当該仮条件は、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であると認められる価格であり、現在の株式市場の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、発行価格を420円と決定しました。

なお、引受価額は386.40円と決定しました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（420円）と会社法上の払込金額（323円）及び平成27年12月8日に決定された引受価額（386.40円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は193.20円（増加する資本準備金の額の総額38,640,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき386.40円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成27年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき386.40円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき33.60円）の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 上記引受人と平成27年12月8日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「73,600,000」を「77,280,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「68,600,000」を「72,280,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額72,280千円については、「1 新規発行株式」の（注）3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限11,592千円と合わせて、受注処理の自動化及び顧客情報の細目管理による業務全般の効率化を目的としたシステム投資に20,000千円（平成28年10月期10,000千円、平成29年10月期10,000千円）、会計システム投資に10,000千円（平成29年10月期10,000千円）、残りの53,872千円を自社製品（胡蝶蘭）生産育成のための運転資金及び、事業拡大による増加運転資金に充当する予定であります。なお、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「12,000,000」を「12,600,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「12,000,000」を「12,600,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、エイチ・エス証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「420」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき420」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成27年12月8日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中豊（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式30,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき323円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 5,796,000円（1株につき金193.20円）</u> <u>増加する資本準備金の額 5,796,000円（1株につき金193.20円）</u>
(4)	払込期日	平成28年1月22日（金）

（注） 割当価格は、平成27年12月8日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額 （386.40円）と同一であります。

（以下省略）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年11月第1回訂正分)

アートグリーン株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年11月30日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年11月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成27年11月27日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）30,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したことから、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」の記載内容の一部に誤記載がありましたので、これを訂正するため、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」の記載内容に漏れがありましたので、これを訂正するため、及び同日開催の取締役会において第24期事業年度（平成26年11月1日から平成27年10月31日まで）の財務諸表が承認されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、平成27年11月16日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

平成27年12月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年11月27日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（323円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「34,960,000」を「36,800,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「34,960,000」を「36,800,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

（注）3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5．仮条件（380円～420円）の平均価格（400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は80,000,000円となります。

3 【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2．」を「323」に訂正。

<欄外注記の訂正>

（注）1．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、380円以上420円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年12月8日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、機関投資家等の意見及び需要見通し、現在のマーケット環境等の状況、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2．「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（323円）及び平成27年12月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8．引受価額が会社法上の払込金額（323円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「エイチ・エス証券株式会社154,000、株式会社SBI証券14,000、東海東京証券株式会社8,000、岡三証券株式会社6,000、SMB Cフレンド証券株式会社4,000、東洋証券株式会社4,000、日本アジア証券株式会社4,000、エース証券株式会社2,000、極東証券株式会社2,000、むさし証券株式会社2,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

（注）1. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年12月8日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「69,920,000」を「73,600,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「64,920,000」を「68,600,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（380円～420円）の平均価格（400円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額68,600千円については、「1 新規発行株式」の(注) 3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限11,040千円と合わせて、受注処理の自動化及び顧客情報の細目管理による業務全般の効率化を目的としたシステム投資に20,000千円（平成28年10月期10,000千円、平成29年10月期10,000千円）、会計システム投資に10,000千円（平成29年10月期10,000千円）、残りの49,640千円を自社製品（胡蝶蘭）生産育成のための運転資金及び、事業拡大による増加運転資金に充当する予定であります。なお、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「11,400,000」を「12,000,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「11,400,000」を「12,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件（380円～420円）の平均価格（400円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中豊（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式30,000株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき323円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成28年1月22日（金）

（注） 割当価格は、平成27年12月8日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成28年1月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日）

＜省略＞

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

＜省略＞

当事業年度（自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日）

＜省略＞

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

＜省略＞

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成27年11月27日開催の取締役会において承認された第24期事業年度（平成26年11月1日から平成27年10月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

【財務諸表】

イ 【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度
(平成27年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	175,575
受取手形	163
売掛金	202,242
商品及び製品	19,153
仕掛品	75,819
原材料及び貯蔵品	393
前払費用	5,348
繰延税金資産	7,303
その他	8,621
貸倒引当金	△2,517
流動資産合計	492,102
固定資産	
有形固定資産	
建物	7,615
減価償却累計額	△2,777
建物（純額）	4,837
車両運搬具	350
減価償却累計額	△204
車両運搬具（純額）	145
工具、器具及び備品	15,096
減価償却累計額	△13,954
工具、器具及び備品（純額）	1,142
土地	2,590
有形固定資産合計	8,716
無形固定資産	
ソフトウェア	3,073
その他	144
無形固定資産合計	3,217
投資その他の資産	
投資有価証券	2,848
出資金	73
長期前払費用	249
保険積立金	28,340
破産更生債権等	32,800
繰延税金資産	821
その他	20,104
貸倒引当金	△32,370
投資その他の資産合計	52,868
固定資産合計	64,802
資産合計	556,904

(単位：千円)

当事業年度
(平成27年10月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	70,313
1年内返済予定の長期借入金	86,838
未払金	33,996
未払費用	13,195
未払法人税等	7,516
預り金	2,361
賞与引当金	10,845
その他	12,262
流動負債合計	※ 237,328
固定負債	
長期借入金	71,917
その他	140
固定負債合計	72,057
負債合計	309,386
純資産の部	
株主資本	
資本金	94,675
資本剰余金	
その他資本剰余金	44,787
資本剰余金合計	44,787
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	107,364
利益剰余金合計	107,364
株主資本合計	246,827
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	690
評価・換算差額等合計	690
純資産合計	247,518
負債純資産合計	556,904

ロ 【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成26年11月 1 日 至 平成27年10月31日)
売上高	1,686,667
売上原価	
商品及び製品期首たな卸高	14,635
当期商品仕入高	892,157
当期製品製造原価	170,052
合計	1,076,845
商品及び製品期末たな卸高	19,153
他勘定振替高	※1 -
売上原価合計	1,057,692
売上総利益	628,975
販売費及び一般管理費	※2 569,682
営業利益	59,293
営業外収益	
受取利息	231
受取配当金	21
保険解約返戻金	1,036
受取保険金	—
その他	530
営業外収益合計	1,819
営業外費用	
支払利息	1,647
株式公開費用	1,750
営業外費用合計	3,398
経常利益	57,714
特別利益	
投資有価証券売却益	308
特別利益合計	308
税引前当期純利益	58,022
法人税、住民税及び事業税	12,230
法人税等調整額	475
法人税等合計	12,706
当期純利益	45,316

【製造原価明細書】

		当事業年度 (自 平成26年11月 1 日 至 平成27年10月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	104,311	54.8
II 経費		86,018	45.2
当期総製造費用		190,330	100.0
仕掛品期首たな卸高		55,541	
合計		245,872	
仕掛品期末たな卸高		75,819	
当期製品製造原価		170,052	

原価計算法の方法

原価計算方法は、実際総合原価計算を採用しております。

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度(千円)
外注加工費	60,011
水道光熱費	21,691

ハ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	94,675	44,787	44,787	62,048	62,048	201,511
当期変動額						
当期純利益				45,316	45,316	45,316
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	－	45,316	45,316	45,316
当期末残高	94,675	44,787	44,787	107,364	107,364	246,827

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	652	652	202,163
当期変動額			
当期純利益			45,316
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	38	38	38
当期変動額合計	38	38	45,354
当期末残高	690	690	247,518

ニ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当事業年度 (自 平成26年11月 1 日 至 平成27年10月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	58,022
減価償却費	1,859
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10,566
賞与引当金の増減額 (△は減少)	411
受取利息	△231
受取配当金	△21
支払利息	1,647
株式公開費用	1,750
投資有価証券売却益	△308
売上債権の増減額 (△は増加)	△46,578
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△25,039
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,457
前払費用の増減額 (△は増加)	△78
未払金の増減額 (△は減少)	4,570
未払費用の増減額 (△は減少)	1,497
その他	48
小計	△558
利息及び配当金の受取額	293
利息の支払額	△1,300
法人税等の支払額	△5,514
法人税等の還付額	648
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,431
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△107,022
定期預金の払戻による収入	101,630
有形固定資産の取得による支出	△500
無形固定資産の取得による支出	△3,300
投資有価証券の売却による収入	341
出資金の払込による支出	—
敷金及び保証金の差入による支出	—
敷金及び保証金の回収による収入	—
保険積立金の積立による支出	△655
保険積立金の解約による収入	1,036
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,470
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	90,000
長期借入金の返済による支出	△91,290
株式公開費用の支出	△1,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,340
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,241
現金及び現金同等物の期首残高	69,300
現金及び現金同等物の期末残高	※ 52,059

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～29年
車輛運搬具	4年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当事業年度 (平成27年10月31日)	
当座貸越極度額の総額	50,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	50,000千円

(損益計算書関係)

※ 1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)	
販売費及び一般管理費への振替高	一千円

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は63%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は37%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)	
給与手当	223,237千円
賞与引当金繰入額	10,845千円
荷造運賃	83,476千円
貸倒引当金繰入額	△2,748千円
減価償却費	1,859千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	2,225	887,775	—	890,000
合計	2,225	887,775	—	890,000
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 発行済株式の総数の増加887,775株は、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行ったことによる増加分であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
現金及び預金	175,575千円
投資その他の資産の「その他」に 含まれる長期性預金	900千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△124,416千円
現金及び現金同等物	52,059千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、主に運転資金に係る資金調達であります。当社では、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）については、当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください）。

当事業年度（平成27年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	175,575	175,575	—
(2) 受取手形	163	163	—
(3) 売掛金	202,242	202,242	—
(4) 投資有価証券	2,757	2,757	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金（※1）	32,800 △32,370		
差引	429	429	—
資産計	381,169	381,169	—
(1) 買掛金	70,313	70,313	—
(2) 未払金	33,996	33,996	—
(3) 未払法人税等	7,516	7,516	—
(4) 預り金	2,361	2,361	—
(5) 長期借入金（※2）	158,755	158,801	46
負債計	272,942	272,988	46

(※1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当事業年度 (平成27年10月31日)
非上場株式	91
出資金	73

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度(平成27年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	175,575	—	—	—
受取手形	163	—	—	—
売掛金	202,242	—	—	—
合計	377,981	—	—	—

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

当事業年度(平成27年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	86,838	48,321	14,945	8,004	647	—
合計	86,838	48,321	14,945	8,004	647	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当事業年度(平成27年10月31日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	321	177	144
	(2)その他	2,436	1,511	924
	小計	2,757	1,689	1,068
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,757	1,689	1,068

非上場株式(貸借対照表計上額91千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度(平成27年10月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	341	308	—
合計	341	308	—

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社監査役1名、当社使用人31名、外部支援者3名	当社監査役1名、当社使用人4名、外部支援者5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 62,400株	普通株式 4,000株
付与日	平成25年10月31日	平成26年11月1日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が外部支援者である場合にはこの限りではありません。	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が外部支援者である場合にはこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年10月28日から平成35年10月27日まで(注)2	平成28年11月2日から平成35年10月30日まで(注)2

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使期間の開始日は、新株予約権の割当てを受けた者との契約により、新株予約権の割当日から2年経過した日又は当社の上場日のどちらか遅い日と定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末(株) (注) 1	61,200	—
付与(株) (注) 1	—	4,000
失効(株) (注) 1	1,200	2,000
権利確定(株)	—	—
未確定残(株) (注) 1	60,000	2,000
権利確定後		
前事業年度末(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	—

(注) 1. 平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円) (注)	148	252
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、簿価純資産方式及びディスカウント・キャッシュ・フロー方式の折衷方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年10月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	710千円
貸倒引当金	11,446千円
賞与引当金	3,834千円
減価償却費超過額	1,307千円
投資有価証券評価損	617千円
資産除去債務	1,025千円
その他	2,757千円
繰延税金資産小計	21,700千円
評価性引当額	△13,197千円
繰延税金資産計	8,503千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△377千円
繰延税金負債計	△377千円
繰延税金資産の純額	8,125千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年10月31日)
法定実効税率	37.12%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03%
評価性引当額の増減額	△13.31%
住民税均等割等	2.67%
中小法人軽減税率適用による影響	△1.75%
所得拡大促進税制による税額控除	△3.23%
その他	0.37%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.90%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度（平成27年10月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の37.12%から35.36%に変更されております。これによる影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社は本社等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度(自 平成26年11月 1 日 至 平成27年10月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	田中豊	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接80.4%	債務被保証	借入金に対 する債務被 保証(注) 1	112,653	—	—

(注) 1 当社の銀行借入金に対して当社代表取締役社長 田中豊より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
1株当たり純資産額	278.11円
1株当たり当期純利益金額	50.91円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成27年8月28日付で、普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
1株当たり当期純利益額	
当期純利益金額(千円)	45,316
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	45,316
期中平均株式数(株)	890,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数155個) なお、新株予約権の概要は、「(ストック・オプション等関係) 2. (1) スtock・オプションの内容」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (平成27年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	247,518
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
(うち新株予約権(千円))	(—)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	247,518
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	890,000

(重要な後発事象)

1. 公募による募集株式発行

当社は、平成27年12月18日付で名古屋証券取引所セントレックス市場に上場予定であります。当社は株式上場にあたり、平成27年11月16日開催の取締役会において、次のとおり新株式を発行することを決議いたしました。

- (1) 募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- (2) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 200,000株
- (3) 発行価格 未定
- (4) 引受価額 未定
- (5) 払込金額 未定
- (6) 払込期日 平成27年12月17日
- (7) 資本組入額 未定
- (8) 発行価額の総額 未定
- (9) 引受価額の総額 未定
- (10) 資本組入額の総額 未定
- (11) 資金の使途 受注処理の自動化及び顧客情報の細目管理による業務全般の効率化を目的としたシステム投資、会計システム投資、自社製品（胡蝶蘭）生産育成のための運転資金及び、事業拡大による増加運転資金に充当する予定であります。

2. 第三者割当増資による募集株式の発行

当社は、平成27年12月18日付で名古屋証券取引所セントレックス市場に上場予定であります。当社は株式上場にあたり、平成27年11月16日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、次のとおり同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 30,000株
- (2) 割当価格 未定
- (3) 払込金額 未定
- (4) 申込期日 平成28年1月21日
- (5) 払込期日 平成28年1月22日
- (6) 資本組入額 未定
- (7) 割当価額の総額 未定
- (8) 引受価額の総額 未定
- (9) 資本組入額の総額 未定
- (10) 割当先 エイチ・エス証券株式会社
- (11) 「1. 公募による募集株式の発行 (11) 資金の使途」と同一であります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成27年11月



アートグリーン株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式64,600千円(見込額)の募集及び株式11,400千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成27年11月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

アートグリーン株式会社

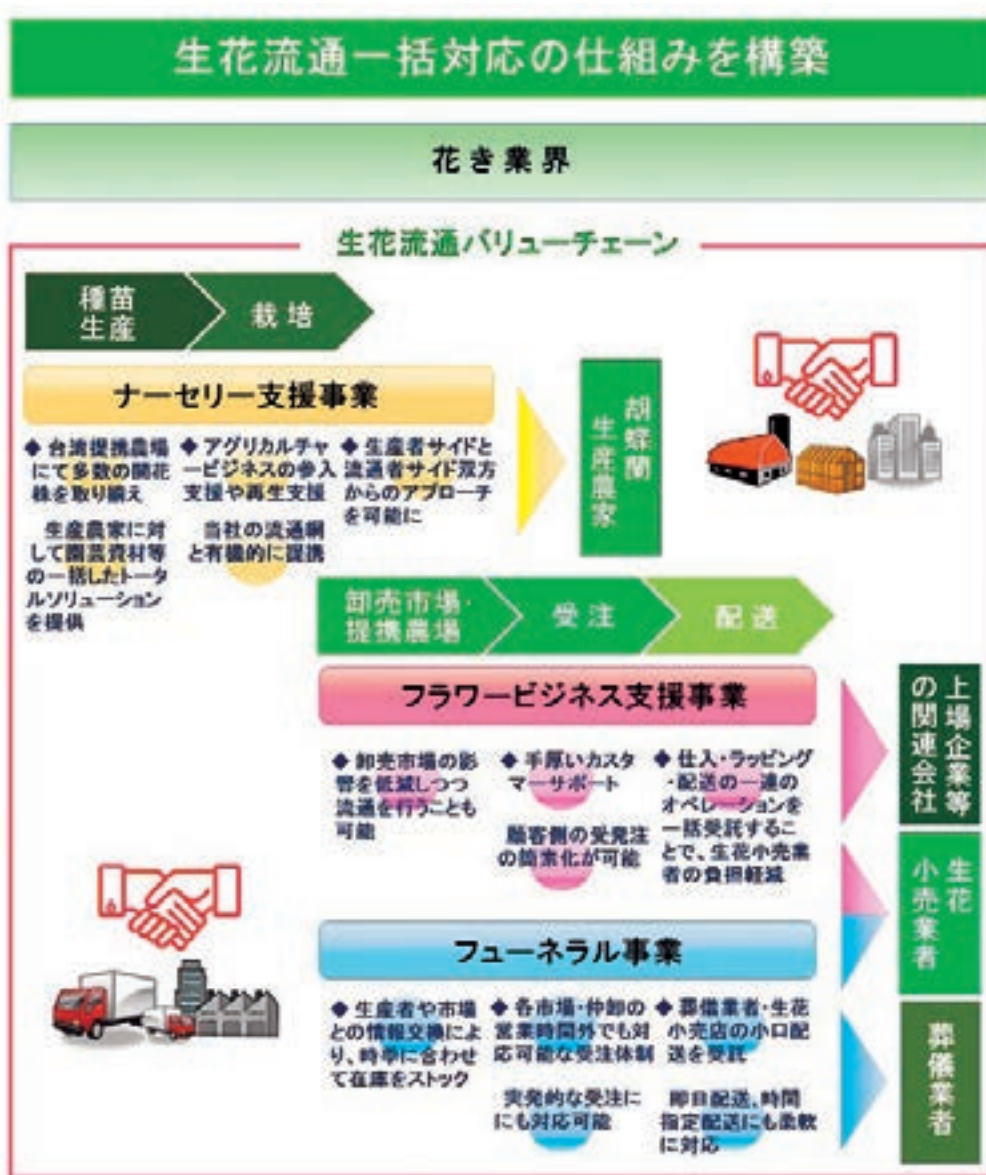
東京都港区海岸一丁目14番24号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の内容

Our business

当社は胡蝶蘭を中心とした生花の卸売業を主な業務としております。そのため主要な生花市場において直接セリに参加できる買参権を所有するとともに、生花流通の様々な領域に進出し、利便性の高いサービスを提供しております。生花流通に関して一括対応でき、生産者・流通業者・小売業者の各方面にメリットをもたらす仕組みを構築しております。



当社は、生花の卸売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しませんが、以下に事業毎の内容を記載しております。

(1) フラワービジネス支援事業

フラワービジネス支援事業では、以下の3つの事業を行っております。

- ①上場企業、大手企業の関連会社において企業グループ内の慶弔関連の生花発注を取り扱う事業部門を設け、当社がその受注品の仕入から配送までのすべての業務を代行する事業モデルであります。
- ②一般生花小売店や百貨店に対して、主に贈答用の胡蝶蘭、観葉鉢物、花束、アレンジメントフラワーなどの生花全般の仕入から配送までの業務を代行いたします。
- ③近年はブライダルサービス会社への生花装飾を引き受けております。結婚適齢人口の減少、未婚率の増加など、マクロ環境としてはマイナス要因が多いものの、比較的景気に左右されにくい市場です。

①は、上場企業、大手企業において、取引先企業の社長就任祝いや新社屋竣工、新店舗開店祝いの法人向け贈答など、年間を通じての慶弔関連の生花の使用頻度は少なくありません。通常であれば企業の総務部や秘書課等の担当者が、一般生花店へお花を発注して完了となりますが、当事業モデルは、上場企業、大手企業の関連会社内に生花を取り扱う事業部門を立ち上げていただき、グループ内の慶弔関係の生花注文をとりまとめる受注体制を整えていただきます。

企業側としては、花き事業に関する知識・経験がなくても、贈答用胡蝶蘭をはじめとした生花全般をグループ企業へ販売するという事業へ参入することができます。また、企業側は受注のみに特化し、仕入から配送までを当社へ委託することで初期投資がなく、大きなリスクなしにフラワービジネスへ参入できます。従来社外に流出していた慶弔関連需要をグループ内に取り込むことにより関連会社としての売上も計上できます。また企業グループ全体からみれば発注価格の引き下げ等により経費節減のメリットを享受することができます。

②は、国内の一般生花小売店のほとんどが小規模事業者であり、店舗での商品販売は行えても配送を伴う生花の受注にはなかなか手が回りません。当社はその生花小売店に代わって、仕入からラッピング、配送までを一貫して受託することで、生花小売店にとっては注文をとるだけで売上があがる仕組みを作り出しております。生花小売店にとって、いつ注文がくるかわからない胡蝶蘭のような高価商品を店頭在庫することは商品在庫のリスクが高いため、受注確定後に発注することができ、なおかつ配送まで行う当社への業務委託のインセンティブは高まっております。

東京23区、大阪24区、名古屋市内、福岡市内は当日配送を行っており、また東京本社には常時、胡蝶蘭を100鉢から150鉢程度保管しております。一般小売店にとっては高価な胡蝶蘭の在庫リスクを負うことなく受注ができ、受注の機会損失もなくなります。



③は、昨今ゲストハウスウェディング（洋館風の邸宅や戸建レストランなど一軒家の会場を借り切って行う結婚式）で挙式を行うスタイルがブームになり、ブライダルサービス会社は好調を維持、受注が拡大しております。

ブライダルサービス会社が提供するウェディングはホテルウェディングからカジュアルなレストランウェディングまで幅広くあります。当社は法人贈答用生花を多数取り扱っており、品種や物量はスケールメリットを活かし仕入れを行っております。そのため装花の品種や装花デザイン、価格などお客様からの細かな要望に柔軟に対応しております。



(2) ナーセリー支援事業

ナーセリー支援事業は、胡蝶蘭生産農家へ胡蝶蘭の種苗を販売する事業であります。台湾農場より輸入した胡蝶蘭の種苗を、国内生産農家へ販売しております。

また、当社は、種苗販売の一環としてアグリカルチャービジネスの支援を行っております。余剰土地の活用や、事業の多様化を目的として、農業関連ビジネスに参入した大手企業はノウハウがないため、当社として、このような企業に対し、生産品目の選定・生産指導・販売戦略等のアグリカルチャービジネス支援を行っております。花き生産事業において種苗の仕入れから販売までのプロセスをサポートしております。特に、胡蝶蘭については、台湾、日本の農家とのリレーションを持っていることで効率的な生産プロセスを提案しております。

さらに、ナーセリー支援事業では、胡蝶蘭生産農家と提携し、胡蝶蘭の自社生産を行い、市場へ出荷する農園事業を行っております。台湾の農場から仕入れた胡蝶蘭種苗を生産農家へ販売する事業だけではなく、自社として胡蝶蘭を育成、生産しております。

生産農家は育成、生産に専念し、当社はナーセリー支援事業で培ったアグリカルチャー支援のノウハウで胡蝶蘭の生産育成指導を行い、資金調達や、出荷支援など営業戦略を担っております。現在、千葉県、神奈川県、山梨県で展開しており、全国販売網の拡大と、自社製品の安定供給源としての拠点確保を同時展開することが、市場での仕入価格変動等のリスク逓減にも貢献できるものと考えております。



国内の農家と提携し、胡蝶蘭の生産を行い、市場へ出荷
台湾から仕入れた胡蝶蘭苗を生産農家へ販売するだけでなく、ハンズオンにより同苗を育成、生産

経営はアートグリーン 生産は農場主

資金調達・営業戦略はアートグリーンが担い、農場主は良い商品の生産に専念してもらう



各生産農家オリジナルブランドの育成

全国に提携農場を増やしていく



自社製品として常時商品確保ができるため、市場での仕入価格変動のリスク軽減にも貢献



物流拠点としての役割

(3) フューネラル事業

フューネラル事業は、主に会館葬を取り扱う葬祭事業者の下請生花業者、または葬祭業者直営の生花店へ菊などの切花を販売する事業であります。

葬送時には一般的に葬祭業者を利用するため、葬祭業界は安定した収益をあげてきておりますが、近年は異業種からの参入も多く見られ、インターネットによる見積りなど、葬儀費用の透明性が上がったことで、以前よりも高い利益を上げにくい状況になりつつあり、葬祭業者は切花の在庫を持たない傾向にあります。

そうした中、当社は全国の切花生産者や全国複数の市場から得た切花の生産状況や卸売市況の情報を基に、その時々品質と価格をマッチングさせ、直接市場で仕入れられない葬祭業者に対して、小ロットでの切花を販売しております。また、市場でのセリが終わった後などの突発的な需要に対応するため東京本社に切花を保管し、葬祭業者の時間指定の配達にも対応して、葬祭業者の仕入担当者の利便性を図っております。



2. 業績等の推移

Financial highlights

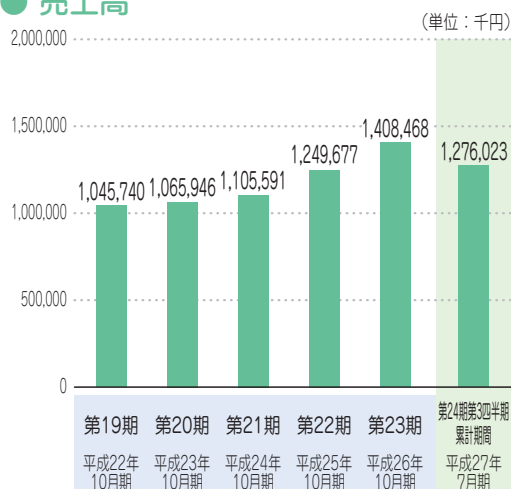
■ 主要な経営指標等の推移

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期 第3四半期
決算年月		平成22年10月	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年10月	平成27年7月
売上高	(千円)	1,045,740	1,065,946	1,105,591	1,249,677	1,408,468	1,276,023
経常利益	(千円)	11,102	38,249	40,988	45,821	47,013	57,331
当期（四半期）純利益	(千円)	10,130	12,267	28,385	40,200	30,379	34,459
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	94,675	94,675	94,675	94,675	94,675	94,675
発行済株式総数	(株)	2,225	2,225	2,225	2,225	2,225	2,225
純資産額	(千円)	151,878	164,145	130,479	171,599	202,163	236,896
総資産額	(千円)	435,987	432,890	383,775	425,251	484,982	547,611
1株当たり純資産額	(円)	68,260.07	73,773.41	58,642.41	192.80	227.14	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期（四半期）純利益	(円)	4,552.95	5,513.34	12,757.58	45.16	34.13	38.71
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	34.8	37.9	34.0	40.4	41.7	43.3
自己資本利益率	(%)	6.9	7.8	24.4	26.6	16.3	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	31,768	△5,221	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△7,376	△8,372	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△29,916	17,813	—
現金及び現金同等物 の期末（四半期末）残高	(千円)	—	—	—	65,081	69,300	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	28 〔11〕	30 〔9〕	31 〔8〕	40 〔13〕	41 〔21〕	— 〔—〕

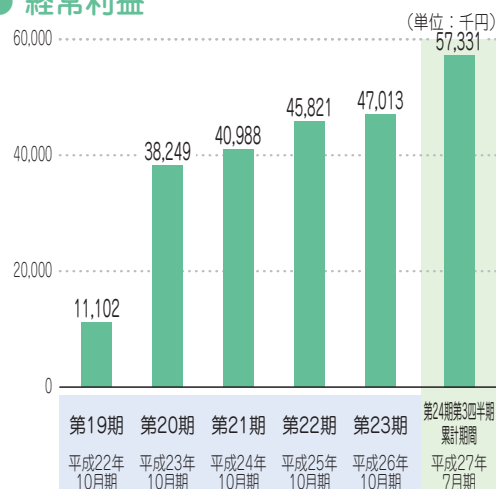
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は第22期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第19期、第20期及び第21期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 前事業年度（第22期）及び当事業年度（第23期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第19期、第20期及び第21期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
なお、第24期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
9. 平成27年8月28日付で株式1株につき400株の株式分割を行っております。
第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
また、名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（1の部）』の作成上の注意について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に基づき、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期 第3四半期
決算年月		平成22年10月	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年10月	平成27年7月
1株当たり純資産額	(円)	170.65	184.43	146.60	192.80	227.14	—
1株当たり当期（四半期）純利益	(円)	11.38	13.78	31.89	45.16	34.13	38.71
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益	(円)	—	—	—	—	—	—

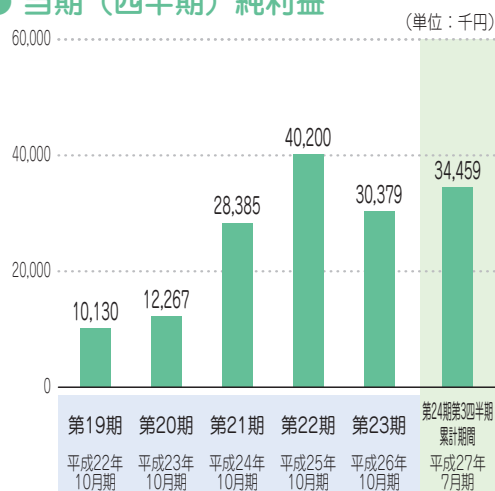
● 売上高



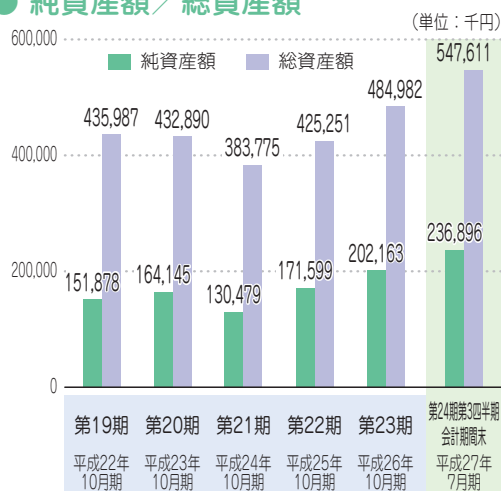
● 経常利益



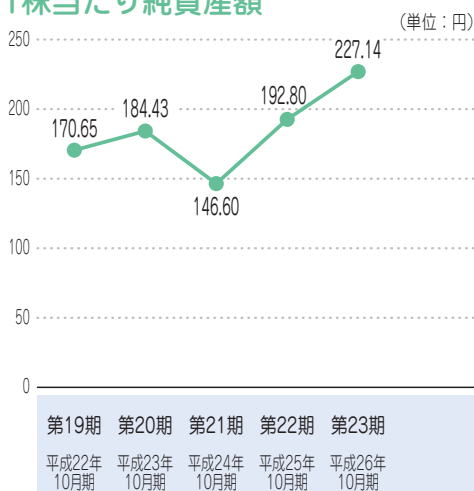
● 当期（四半期）純利益



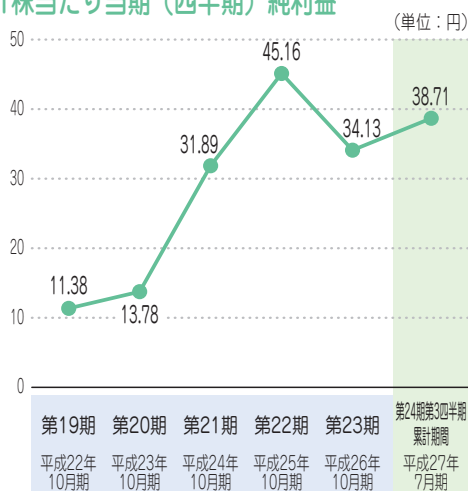
● 純資産額／総資産額



● 1株当たり純資産額



● 1株当たり当期（四半期）純利益



(注) 当社は、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益」の各グラフでは、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	7
2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【業績等の概要】	21
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	26
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	33

第4	【提出会社の状況】	34
1	【株式等の状況】	34
2	【自己株式の取得等の状況】	41
3	【配当政策】	41
4	【株価の推移】	41
5	【役員の状況】	42
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	43
第5	【経理の状況】	50
1	【財務諸表等】	51
第6	【提出会社の株式事務の概要】	92
第7	【提出会社の参考情報】	93
1	【提出会社の親会社等の情報】	93
2	【その他の参考情報】	93
第四部	【株式公開情報】	94
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	94
第2	【第三者割当等の概況】	96
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	96
2	【取得者の概況】	97
3	【取得者の株式等の移動状況】	97
第3	【株主の状況】	98

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	平成27年11月16日		
【会社名】	アートグリーン株式会社		
【英訳名】	ARTGREEN CO., LTD.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 豊		
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目14番24号		
【電話番号】	03-6823-5874		
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 芝田 新一郎		
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目14番24号		
【電話番号】	03-6823-5874		
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 芝田 新一郎		
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集	64,600,000円	
	売出金額		
	（オーバーアロットメントによる売出し）		
	ブックビルディング方式による売出し	11,400,000円	
【縦覧に供する場所】	（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	200,000（注） 2.	単元株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注） 1. 平成27年11月16日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成27年11月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成27年11月16日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成27年12月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年11月27日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	64,600,000	34,960,000
計（総発行株式）	200,000	64,600,000	34,960,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年11月16日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（380円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は76,000,000円となります。
 6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
 7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成27年12月10日(木) 至 平成27年12月15日(火)	未定 (注) 4.	平成27年12月17日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年11月27日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年12月8日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年11月27日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年12月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年11月16日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成27年12月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年12月18日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成27年12月1日から平成27年12月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及び販売を委託された金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 三田通支店 三菱東京ＵＦＪ銀行 田町支店 みずほ銀行 虎ノ門支店	港区芝五丁目28番1号 港区芝五丁目33番1号 港区虎ノ門一丁目2番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
エイチ・エス証券株式会社 株式会社ＳＢＩ証券 東海東京証券株式会社 岡三証券株式会社 ＳＭＢＣフレンド証券株式会社 東洋証券株式会社 日本アジア証券株式会社 エース証券株式会社 極東証券株式会社 むさし証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都中央区日本橋兜町7番12号 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	200,000	—

(注) 1. 平成27年11月27日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年12月8日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
69,920,000	5,000,000	64,920,000

（注） 1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（380円）を基礎として算出した見込額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額64,920千円については、「1 新規発行株式」の（注）4．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限10,488千円と合わせて、受注処理の自動化及び顧客情報の細目管理による業務全般の効率化を目的としたシステム投資に20,000千円（平成28年10月期10,000千円、平成29年10月期10,000千円）、会計システム投資に10,000千円（平成29年10月期10,000千円）、残りの45,408千円を自社製品（胡蝶蘭）生産育成のための運転資金及び、事業拡大による増加運転資金に充当する予定であります。なお、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第 2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	11,400,000	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 エイチ・エス証券株式会社 30,000株
計（総売出株式）	—	30,000	11,400,000	—

- （注） 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、エイチ・エス証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社に割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、エイチ・エス証券株式会社は、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（380円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成27年 12月10日(木) 至 平成27年 12月15日(火)	100	未定 (注) 1.	エイチ・エス 証券株式会 社の本店及び全 国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. エイチ・エス証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 名古屋証券取引所セントレックスへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、エイチ・エス証券株式会社を主幹事会社として、名古屋証券取引所セントレックスへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中豊（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式30,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 （注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 （注）2.
(4)	払込期日	平成28年1月22日（金）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成27年11月27日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成27年12月8日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成28年1月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人である田中豊、当社役員である根本和典、芝田新一郎及び伊藤正之は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成28年3月16日までの期間中、主幹事会社の事前の承諾なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年6月14日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年11月16日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概要」をご覧ください。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成22年10月	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年10月
売上高 (千円)	1, 045, 740	1, 065, 946	1, 105, 591	1, 249, 677	1, 408, 468
経常利益 (千円)	11, 102	38, 249	40, 988	45, 821	47, 013
当期純利益 (千円)	10, 130	12, 267	28, 385	40, 200	30, 379
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	94, 675	94, 675	94, 675	94, 675	94, 675
発行済株式総数 (株)	2, 225	2, 225	2, 225	2, 225	2, 225
純資産額 (千円)	151, 878	164, 145	130, 479	171, 599	202, 163
総資産額 (千円)	435, 987	432, 890	383, 775	425, 251	484, 982
1株当たり純資産額 (円)	68, 260. 07	73, 773. 41	58, 642. 41	192. 80	227. 14
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	4, 552. 95	5, 513. 34	12, 757. 58	45. 16	34. 13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	34. 8	37. 9	34. 0	40. 4	41. 7
自己資本利益率 (%)	6. 9	7. 8	24. 4	26. 6	16. 3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	31, 768	△5, 221
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△7, 376	△8, 372
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△29, 916	17, 813
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	65, 081	69, 300
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	28 [11]	30 [9]	31 [8]	40 [13]	41 [21]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は第22期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第19期、第20期及び第21期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 前事業年度(第22期)及び当事業年度(第23期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第19期、第20期及び第21期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
9. 平成27年8月28日付で株式1株につき400株の株式分割を行っております。
第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
また、名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の注意について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

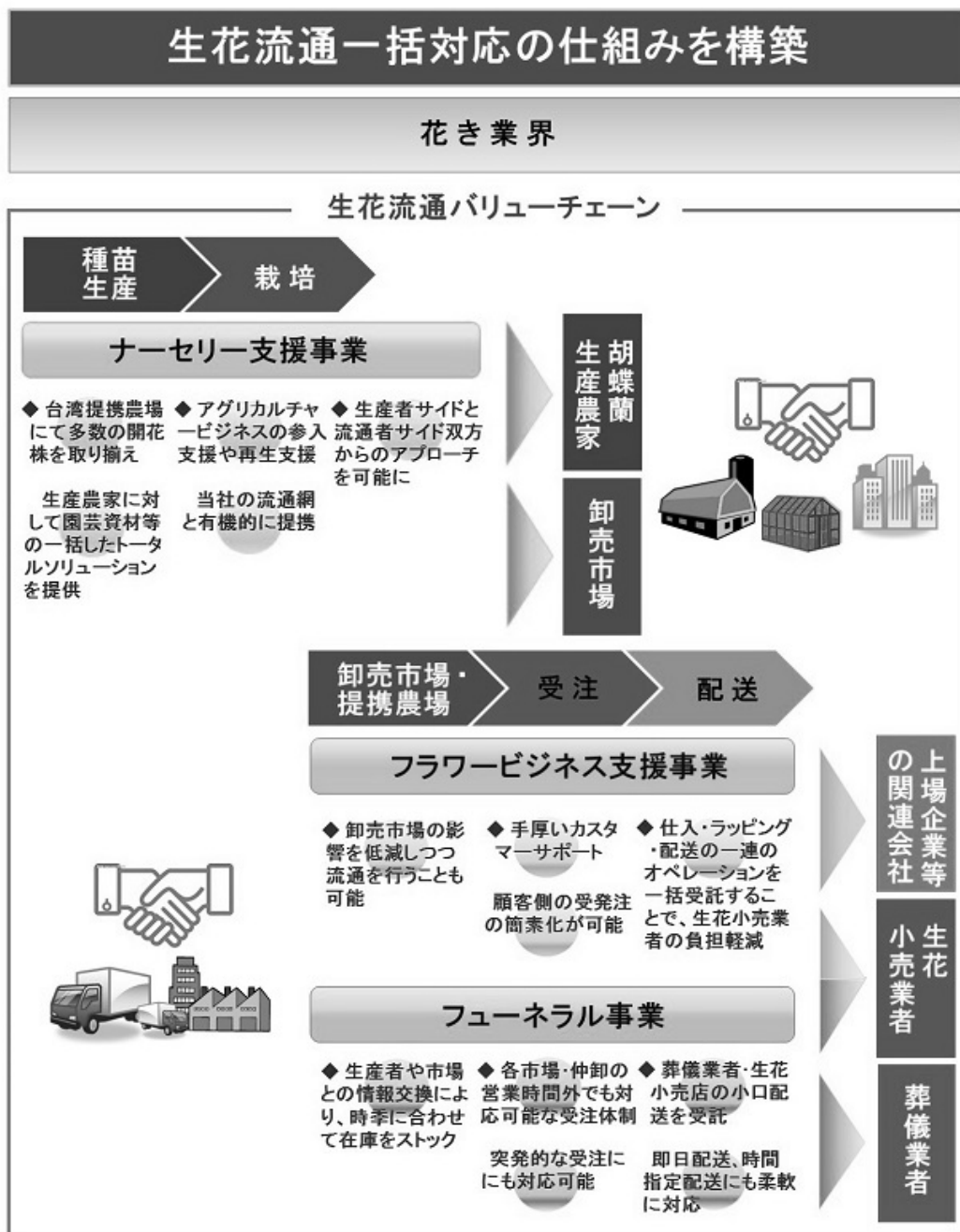
回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成22年10月	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年10月
1株当たり純資産額 (円)	170.65	184.43	146.60	192.80	227.14
1株当たり当期純利益 (円)	11.38	13.78	31.89	45.16	34.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

年月	概要
平成3年12月	東京都港区芝浦一丁目14番1号において、現代表取締役社長田中豊が、生花種苗生産卸販売(現フラワービジネス支援事業)を目的に、アートグリーン有限会社を設立。資本金3,500千円。
平成4年3月	沖縄県宜野湾市において生産した胡蝶蘭苗の販売を開始。
平成5年10月	園芸コンサルタント事業(現ナーセリー支援事業)を開始。
平成8年8月	アートグリーン株式会社に組織変更。
平成10年6月	沖縄県での胡蝶蘭苗の生産を休止し、台湾産胡蝶蘭苗の輸入販売(現ナーセリー支援事業)を開始。
平成12年5月	大阪府大阪市福島区に関西支社(現大阪支店)を開設。
平成19年8月	フューネラル事業を開始。
平成19年9月	東京本社を東京都港区海岸一丁目14番24号(現在地)に移転。
平成21年2月	オリジナルブランド「化粧蘭」を開発、販売を開始。
平成22年6月	愛知県名古屋市中川区に名古屋支社(現名古屋営業所)を開設。
平成26年2月	福岡県福岡市博多区に福岡支社(現福岡営業所)を開設。

3 【事業の内容】

当社は胡蝶蘭を中心とした生花の卸売業を主な業務としております。そのため主要な生花市場において直接セリに参加できる買参権を所有するとともに、生花流通の様々な領域に進出し、利便性の高いサービスを提供しております。生花流通に関して一括対応でき、生産者・流通業者・小売業者の各方面にメリットをもたらす仕組みを構築しております。

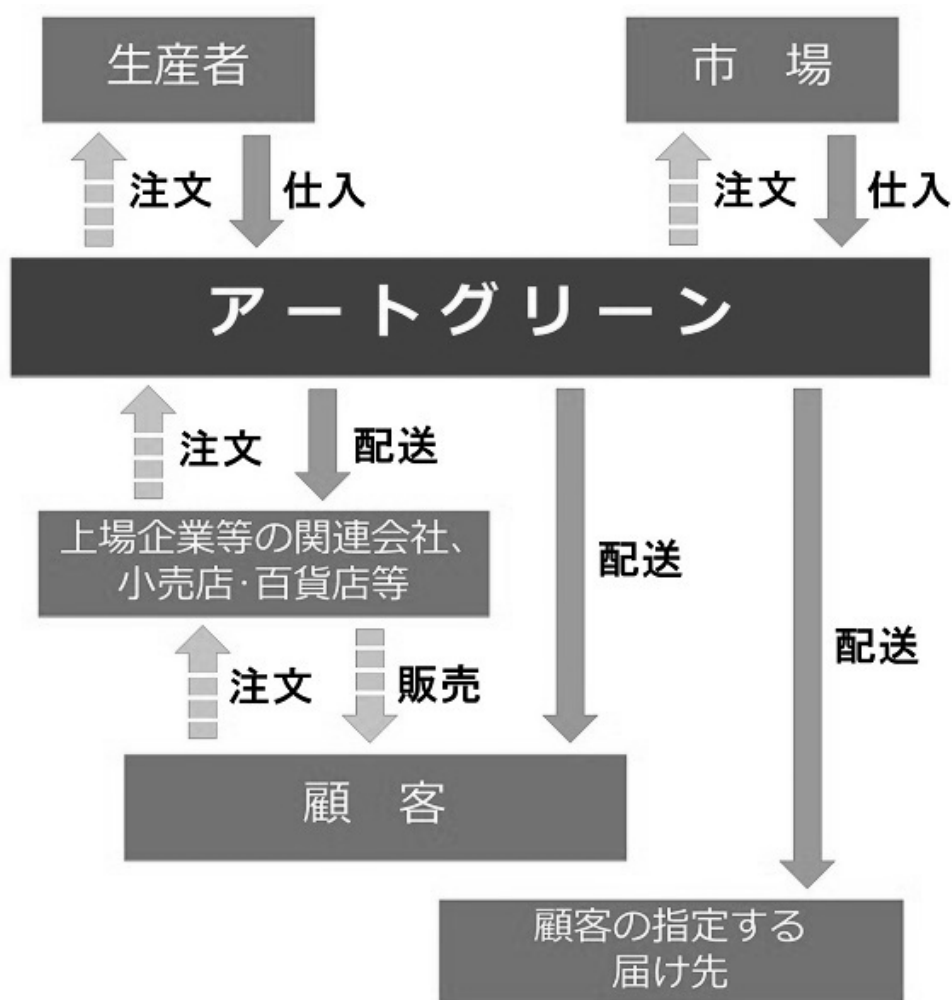


当社は、生花の卸売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しませんが、以下に事業毎の内容を記載しております。

(1) フラワービジネス支援事業

フラワービジネス支援事業では、以下の3つの事業を行っております。

- ① 上場企業、大手企業の関連会社において企業グループ内の慶弔関連の生花発注を取り扱う事業部門を設け、当社がその受注品の仕入から配送までのすべての業務を代行する事業モデルであります。
- ② 一般生花小売店や百貨店に対して、主に贈答用の胡蝶蘭、観葉鉢物、花束、アレンジメントフラワーなどの生花全般の仕入から配送までの業務を代行いたします。
- ③ 近年はブライダルサービス会社への生花装飾を引き受けております。結婚適齢人口の減少、未婚率の増加など、マクロ環境としてはマイナス要因が多いものの、比較的景気に左右されにくい市場です。



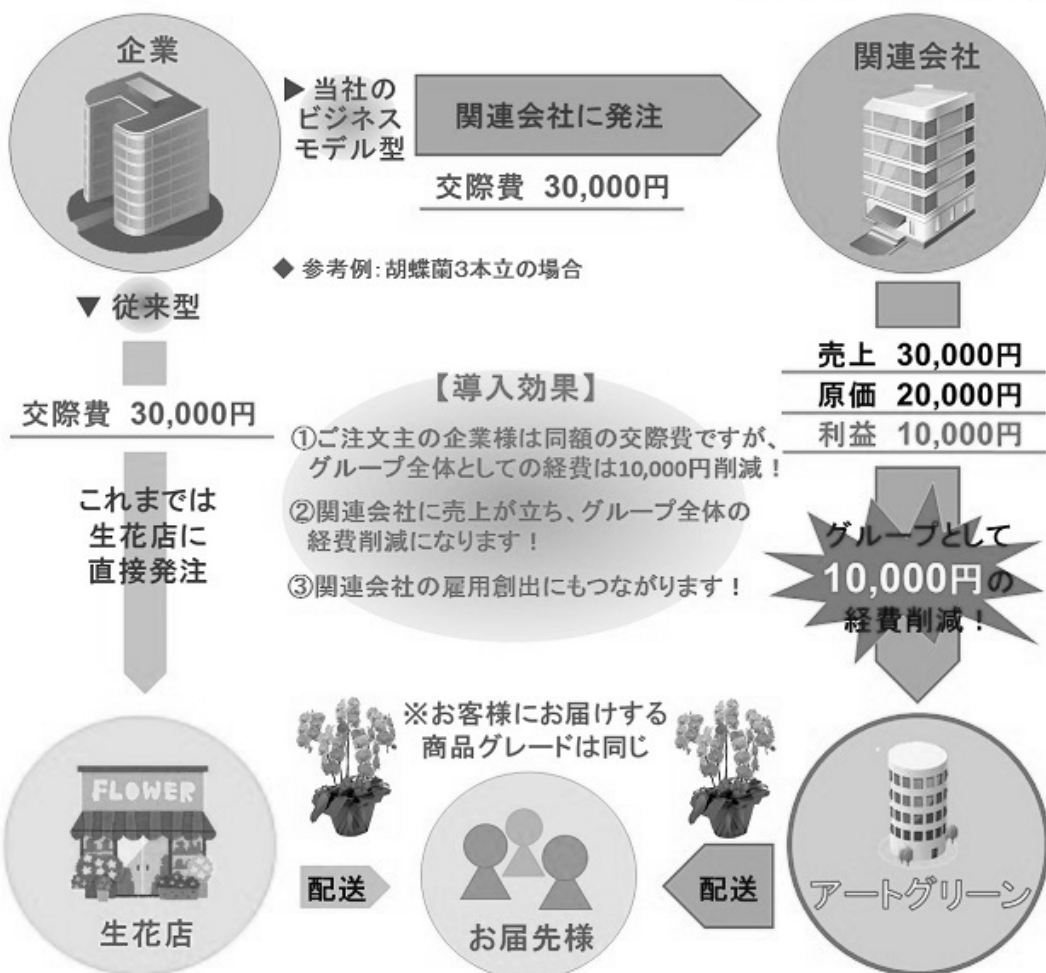
①は上場企業、大手企業において、取引先企業の社長就任祝いや新社屋竣工、新店舗開店祝いの法人向け贈答など、年間を通じての慶弔関連の生花の使用頻度は少なくありません。通常であれば企業の総務部や秘書課等の担当者が、一般生花店へお花を発注して完了となりますが、当事業モデルは、上場企業、大手企業の関連会社内に生花を取り扱う事業部門を立ち上げていただき、グループ内の慶弔関係の生花注文をとりまとめる受注体制を整えていただきます。

企業側としては、花き事業に関する知識・経験がなくても、贈答用胡蝶蘭をはじめとした生花全般をグループ企業へ販売するという事業へ参入することができます。また、企業側は受注のみに特化し、仕入から配送までを当社へ委託することで初期投資がなく、大きなリスクなしにフラワービジネスへ参入できます。従来社外に流出していた慶弔関連需要をグループ内に取り込むことにより、関連会社としての売上も計上できます。また企業グループ全体からみれば発注価格の引き下げ等により経費節減のメリットを享受することができます。

当社が取り組んでいるビジネスモデル

◆ 新しい形のコスト削減方法 ◆

〈注〉金額(上代・下代)は一例です。
各社設定金額により異なります。



②は、国内の一般生花小売店のほとんどが小規模事業者であり、店舗での商品販売は行えても配送を伴う生花の受注にはなかなか手が回りません。当社はその生花小売店に代わって、仕入からラッピング、配送までを一貫して受託することで、生花小売店にとっては注文をとるだけで売上があがる仕組みを作り出しております。生花小売店にとって、いつ注文がくるかわからない胡蝶蘭のような高価商品を店頭在庫することは商品在庫のリスクが高いため、受注確定後に発注することができ、なおかつ配送まで行う当社への業務委託のインセンティブは高まっております。

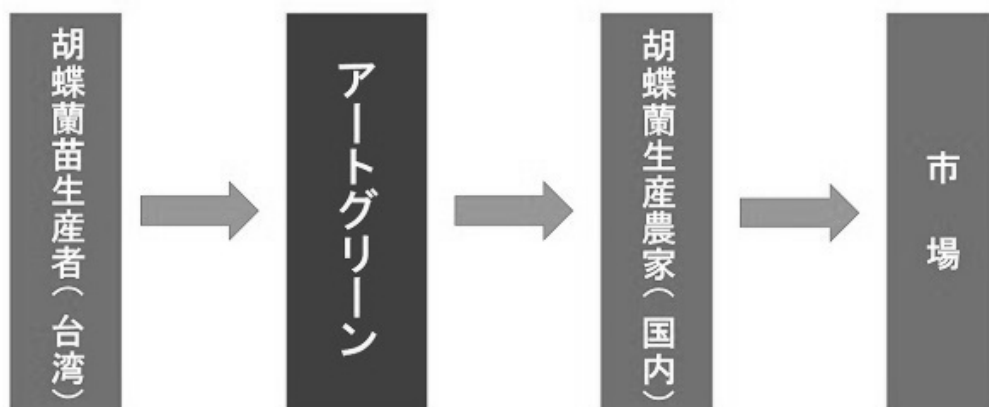
東京23区、大阪24区、名古屋市内、福岡市内は当日配送を行っており、また東京本社には常時、胡蝶蘭を100鉢から150鉢程度保管しております。一般小売店にとっては高価な胡蝶蘭の在庫リスクを負うことなく受注ができ、受注の機会損失もなくなります。

③は、昨今ゲストハウスウェディング（洋館風の邸宅や戸建レストランなど一軒家の会場を借り切って行う結婚式）で挙式を行うスタイルがブームになり、ブライダルサービス会社は好調を維持、受注が拡大しております。

ブライダルサービス会社が提供するウェディングはホテルウェディングからカジュアルなレストランウェディングまで幅広くあります。当社は法人贈答用生花を多数取り扱っており、品種や物量はスケールメリットを活かし仕入れを行っております。そのため装花の品種や装花デザイン、価格などお客様からの細かな要望に柔軟に対応しております。

(2) ナーセリー支援事業

ナーセリー支援事業は、胡蝶蘭生産農家へ胡蝶蘭の種苗を販売する事業であります。台湾農場より輸入した胡蝶蘭の種苗を、国内生産農家へ販売しております。



また、当社は、種苗販売の一環としてアグリカルチャービジネスの支援を行っております。余剰土地の活用や、事業の多様化を目的として、農業関連ビジネスに参入した大手企業はノウハウがないため、当社として、このような企業に対し、生産品目の選定・生産指導・販売戦略等のアグリカルチャービジネス支援を行っております。花き生産事業において種苗の仕入れから販売までのプロセスをサポートしております。特に、胡蝶蘭については、台湾、日本の農家とのリレーションを持っていることで効率的な生産プロセスを提案しております。

さらに、ナーセリー支援事業では、胡蝶蘭生産農家と提携し、胡蝶蘭の自社生産を行い、市場へ出荷する農園事業を行っております。台湾の農場から仕入れた胡蝶蘭種苗を生産農家へ販売する事業だけではなく、自社として胡蝶蘭を育成、生産しております。

生産農家は育成、生産に専念し、当社はナーセリー支援事業で培ったアグリカルチャー支援のノウハウで胡蝶蘭の生産育成指導を行い、資金調達や、出荷支援など営業戦略を担っております。現在、千葉県、神奈川県、山梨県で展開しており、全国販売網の拡大と、自社製品の安定供給源としての拠点確保を同時展開することが、市場での仕入価格変動等のリスク軽減にも貢献できるものと考えております。

国内の農家と提携し、胡蝶蘭の生産を行い、市場へ出荷

台湾から仕入れた胡蝶蘭種苗を生産農家へ販売するだけでなく、ハンズオンにより同苗を育成、生産

経営はアートグリーン 生産は農場主

資金調達・営業戦略はアートグリーンが担い、農場主は良い商品の生産に専念してもらう



各生産農家オリジナルブランドの育成

全国に提携農場を増やしていく



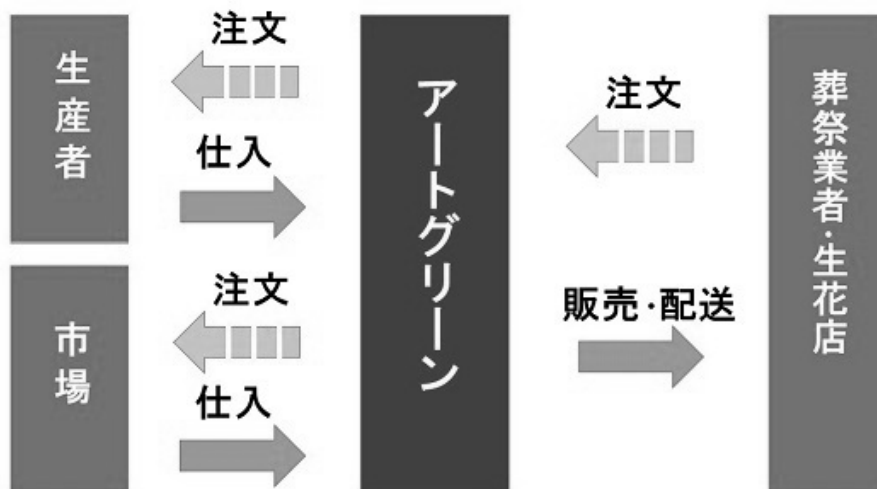
物流拠点としての役割

(3) フューネラル事業

フューネラル事業は、主に会館葬を取り扱う葬祭事業者の下請生花業者、または葬祭業者直営の生花店へ菊などの切花を販売する事業であります。

葬送時には一般的に葬祭業者を利用するため、葬祭業界は安定した収益をあげてきておりますが、近年は異業種からの参入も多く見られ、インターネットによる見積りなど、葬儀費用の透明性が上ったことで、以前よりも高い利益を上げにくい状況になりつつあり、葬祭業者は切花の在庫を持たない傾向にあります。

そうした中、当社は全国の切花生産者や全国複数の市場から得た切花の生産状況や卸売市況の情報を基に、その時々々の品質と価格をマッチングさせ、直接市場で仕入れられない葬祭業者に対して、小ロットでの切花を販売しております。また、市場でのセリが終わった後などの突発的な需要に対応するため東京本社に切花を保管し、葬祭業者の時間指定の配達にも対応して、葬祭業者の仕入担当者の利便性を図っております。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45 〔 21 〕	35.4	3.8	3,449

当社は、生花の卸売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略し、該当する事業部門の名称を記載いたしております。

事業部門の名称	従業員数(名)
フラワービジネス支援事業	38 〔18〕
ナーセリー支援事業	2
フューネラル事業	2 〔 1 〕
全社(共通)	3 〔 2 〕
合計	45 〔21〕

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は最近1年間の平均雇用人数(1日8時間)を〔 〕の外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第23期事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策により、企業収益や雇用環境の改善傾向が続く、緩やかな景気回復基調となりました。しかしながら消費税率上げを控えた3月は駆け込み需要による売上増が多く、多くの企業で見られたものの、増税が実施された4月以降、その反動による影響が夏まで長引き、景況感は引き続き緩やかな回復基調をたどるものの、個人消費の落ち込みが見られるなど、経済全体は依然として不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社事業を取り巻く環境は、受注件数が上向いたものの、円安による石油価格の高騰により、生産コストの上昇を余儀なくされました。受注件数に関しては、法人贈答用の胡蝶蘭は依然堅調でありましたが、ブライダル関連は前事業年度より落ち込み、また葬儀関連については葬儀の件数は増えるものの規模は縮小傾向となりました。このような事業環境の中、当社は顧客開拓を進めつつ、これまでの主要顧客からの売上確保にも努めてまいりました。また、平成26年2月には福岡営業所を立ち上げ、平成26年9月には山梨県笛吹市で3ヵ所目となるナーセリー支援事業の農園事業を開始しました。費用面においては、円安や天候不順による原材料費の高騰、景気回復を背景とする人件費の増加等の減益要因はあったものの、全体としては売上原価をおさえることに注力し、利益の確保を図りました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,408,468千円（前年同期比12.7%増）、営業利益47,365千円（同1.1%増）、経常利益47,013千円（同2.6%増）、当期純利益30,379千円（同24.4%減）となりました。

当社は、生花の卸売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載せず、事業毎の内容を記載いたしております。

(フラワービジネス支援事業)

フラワービジネス支援事業につきましては、一般生花店や百貨店への胡蝶蘭、観葉植物、花束等の生花全般の取扱量を増加させるとともに、新規顧客の開拓や、ブライダル関連企業への装花の販売強化に注力いたしました。

以上の結果、フラワービジネス支援事業の売上高は932,256千円（前年同期比11.0%増）となりました。

(ナーセリー支援事業)

ナーセリー支援事業につきましては、台湾提携農場にて生産した胡蝶蘭苗の生産農家への販路を拡大いたしました。また、農園事業につきましては、前事業年度に引き続き経営支援を強化して生産効率を上げ、市場への出荷量を増加させたことにより増収となりました。また、平成26年9月より山梨県笛吹市にて3ヵ所目となる農園事業を開始いたしました。

以上の結果、ナーセリー支援事業の売上高は325,082千円（前年同期比24.9%増）となりました。

(フューネラル事業)

フューネラル事業につきましては、葬祭関連の生花を扱う葬祭業者の下請業務生花業者、または葬祭業者直営の生花業者の新規開拓に注力するとともに、当該顧客への白菊などの切花の販売を強化いたしました。

以上の結果、フューネラル事業の売上高は151,128千円（前年同期比0.6%増）となりました。

第24期第3四半期累計期間(自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)

当第3四半期累計期間における我が国経済は、設備投資や雇用者所得は緩やかな回復基調が続いていますが、輸出及び生産が年初にかけて増加した反動により、一部弱含んでいることから、全体的には一時横ばい傾向にあります。しかしながら、引き続き景気回復に対する各企業の期待は維持されており、雇用情勢等の改善傾向もみられるなど、景気は総じて再び緩やかに回復へ向かう見込みであると判断しております。

花き業界におきましては、5月の母の日用フラワーギフトは依然として需要が多く、定番の赤カーネーションを中心に堅調な推移でありました。また、企業の環境問題への取り組みによる屋上緑化及び壁面緑化や、年度末から5月中旬にかけて集中する傾向にあるオフィスの移転やレイアウト変更に伴い、オフィス内に観葉植物を多く導入する企業も増えてきております。

このような環境のもと、当第3四半期累計期間における売上高は1,276,023千円、営業利益56,995千円、経常利益57,331千円、四半期純利益34,459千円となりました。

(フラワービジネス支援事業)

フラワービジネス支援事業につきましては、既存取引先への販売強化として、新たに上場企業、大手企業の関連会社各社向けオリジナルのフラワーギフトカタログを作成し、グループ企業からの注文量を増加させる営業強化に注力いたしました。また、新規顧客開拓やブライダル関連企業へも強化いたしました。

以上の結果、フラワービジネス支援事業の売上高は809,582千円となりました。

(ナーセリー支援事業)

ナーセリー支援事業につきましては、台湾の提携農場と国内の取引先農家の連携（コミュニケーション）強化に注力したことにより、胡蝶蘭苗の安定した品質と供給量を確保することができました。また、農園事業につきましては、引き続き経営支援と継続的な生産指導の強化をすると共に、胡蝶蘭生産能率の向上、市場動向に合わせた出荷体制を整えました。

以上の結果、ナーセリー支援事業の売上高は326,798千円となりました。

(フューネラル事業)

フューネラル事業につきましては、既存の取引先である葬祭事業者の下請生花業者及び葬祭業者直営の生花店への営業強化として、既存取引先における地域的な葬祭事業業界の動向や景況感等を既存取引先から直接収集する方法で、情報収集に注力をいたしました。また、新規取引先の開拓方法として、既存取引先からの紹介営業に注力いたしました。

以上の結果、フューネラル事業の売上高は139,642千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第23期事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、前事業年度末に比べ4,219千円増加し69,300千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは5,221千円の支出(前期は31,768千円の収入)となりました。この主な要因は税引前当期純利益が47,013千円、仕入債務の増加額が7,642千円となったものの、売上債権の増加額が12,557千円、棚卸資産の増加額が29,971千円、法人税の支払額が26,381千円となったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは8,372千円の支出(前期は7,376千円の支出)となりました。この主な要因は定期預金の払戻による収入が7,252千円となったものの、定期預金の預入による支出が11,786千円、有形固定資産の取得による支出が1,920千円となったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは17,813千円の収入(前期は29,916千円の支出)となりました。これは長期借入れによる収入が110,000千円となったことと、長期借入金の返済による支出が92,187千円となったことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、生花の卸売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略し、該当する事業部門の名称を記載いたしております。

(1) 生産実績

第23期事業年度及び第24期第3四半期累計期間における生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第23期事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	前年同期比 (%)	第24期第3四半期累計期間 (自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)
ナーセリー支援事業 (千円)	105,166	168.5	117,563
合計 (千円)	105,166	168.5	117,563

- (注) 1. 事業部門間取引については、相殺消去しております。
2. 金額は、製造原価によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

第23期事業年度及び第24期第3四半期累計期間における仕入実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第23期事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	前年同期比 (%)	第24期第3四半期累計期間 (自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)
フラワービジネス支援事業 (千円)	497,000	108.7	421,109
ナーセリー支援事業 (千円)	177,818	106.3	171,272
フューネラル事業 (千円)	113,259	101.0	109,209
合計	788,079	107.0	701,591

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社は、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

第23期事業年度及び第24期第3四半期累計期間における販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第23期事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	前年同期比 (%)	第24期第3四半期累計期間 (自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)
フラワービジネス支援事業 (千円)	932,256	111.0	809,582
ナーセリー支援事業 (千円)	325,082	124.9	326,798
フューネラル事業 (千円)	151,128	100.6	139,642
合計	1,408,468	112.7	1,276,023

(注) 事業部門間取引については、相殺消去しております。

(5) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

第23期事業年度及び第24期第3四半期累計期間における、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合示すと、次のとおりであります。

相手先	第22期事業年度 (自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)		第23期事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)		第24期第3四半期累計期間 (自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社メイション	138,519	11.0	99,988	7.0	81,243	6.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。当社が所属する花き業界はここ数年続いた景気の低迷を受けて、市場規模が微減傾向にあります。小売市場の頭打ち、婚姻件数の減少傾向や一件当たり単価の下落によるブライダル需要の低迷など、経営環境は引き続き厳しいと認識しております。一方で、新政権下における景気刺激策などにより、日本経済全体の回復基調を受けて、贈答用の花き類の需要の回復が顕著になってまいりました。このような状況の下、当社は中期事業計画の達成に向けて次のような課題に取り組んでまいります。

(1) 収益基盤の強化

当社は胡蝶蘭の苗を輸入し、生産者へ提供するとともに、ナーセリー支援事業において生産分野にも進出しております。一方で、当社は仲卸業者として、市場からのセリにより胡蝶蘭をはじめ生花を仕入れることができるうえ、小売店と同じ付加価値をもってエンドユーザーに配達する仕組みも有しております。このように当社は花き業界においてワンストップでサービスが行える強みを生かし、業容の拡大を図るとともに、花き市場におけるプライスリーダーの地位を確保すべく、攻めの経営を行ってまいります。

(2) 優秀な人材の確保と育成、社内管理体制の強化

当社の事業は、労働集約型事業であり、花き分野における高い技量や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であります。したがって、優秀な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化、人材の適正配置を行うなど、教育環境や労働環境を整備し社員の定着を図るとともに事業に対する取り組み意欲の向上を促進すべく、体制を強化してまいります。

また、業容の拡大とともに、管理部門の強化やダブルチェック体制を基本とした社内体制の強化が急務であると認識しております。費用対効果を十分に検証したうえで、必要な要員の確保、受注処理の自動化及び顧客情報の細目管理による業務全般の効率化を目的としたシステムの増強や組織の構築を図ってまいります。

(3) 営業体制の強化（顧客基盤の拡大）

営業部門の体制については、市場規模を勘案しつつ、新たな拠点を開拓し、新規顧客の獲得を積極的に行ってまいります。そのために、営業部門の要員を増加するとともに、人材教育を強化し、指揮命令系統の明確化による情報共有の仕組みなどを強化してまいります。

(4) ナーセリー支援事業の強化

当社は胡蝶蘭農園との業務提携を通じて、農園事業に進出しておりますが、本事業は、台湾から仕入れた胡蝶蘭苗を生産農家へ販売するだけではなく、自社として胡蝶蘭を育成、生産しております。当社にとって自社製品として常に商材が確保できるため、市場での仕入価格の変動リスクを低減するとともに、売上機会の拡大につながる事業であります。また、さらなる生産効率を上げるため、本事業専任の人員を増やし、農園に派遣しております。今後も事業提携等を通じて同事業の拡大を図るとともに、農場主の経営支援という形で花き業界に貢献してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 経済状況のリスク

当社の事業は、法人の贈答需要に依存しておりますので、経済状況、景気動向の影響を少なからず受けます。何らかの理由で景気が悪化した場合には、当社の提供する商品及びサービスの需要が伸び悩み、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 天候に伴うリスク

生花は、生産・収穫が気候や天候に左右されます。そのため、異常気象や台風などの自然災害による影響で生産が著しく減少し市場価格が高騰すると、生花事業での利益が減少し当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 委託生産に伴うリスク

当社は自社製品として、現在3農場と提携し胡蝶蘭を委託生産しております。胡蝶蘭はビニールハウス内で生産しており、気温及び日照等、天候の影響を受けることがあります。当社では、品質の安定化を目指し、冷暖房施設設備の導入支援を行い、また当社の生産技術担当者が定期的に訪問し品質を管理する体制を構築してまいりました。しかしながら、日照不足や台風等の天候不順及び異常気象の影響は完全に回避できるものではなく、十分な品質や生産量が確保できない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 代表取締役及び取締役の債務保証について

現状におきまして、当社代表取締役及び取締役の個人債務保証が残っており、その内容は卸売市場に対する仕入債務保証であります。これら債務保証は条例での定め、及び卸売市場の商慣行において発生しているものであり、今後は解消していく方針ではありますが、現状では、解消困難な状況であります。その理由としましては、中央卸売市場は地方自治体の条例で例外なく代表者の連帯保証が必要とされており、また、地方卸売市場については、中小零細の仲卸業者の支払いが滞ることが多いために制定されたという経緯があり、当該卸売市場の仲卸組合員が例外を認めないため、代表者の連帯保証が必要となっているものであります。なお、いずれの保証契約についても保証料の支払いはなく、これら取引契約が代表取締役への依存によるものでもありませんので、当該債務保証が取引継続の阻害要因になることはありません。

(5) 情報の流出に伴うリスク

当社はプライバシーマークを取得しており、個人情報の外部漏洩に関しては細心の注意を払っております。また、従業員に対しては情報管理に関しての意識づけを行っておりますが、万一個人情報が漏洩した場合には、信用失墜により、当社の業績、経営に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制に伴うリスク

当社の事業に関する法令は、道路運送車両法、道路交通法、自動車NOx・PM法、種苗法などがあります。当社は法令遵守の精神に基づき、倫理規程や行動規範などを整備し、モラルある行動を行うよう努めておりますが、法令違反行為が行われた場合には、当社の社会的信用の失墜を招いた結果、事業の継続及び業務の遂行に支障をきたし、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(7) 原燃料価格の変動のリスクについて

当社は提携農園における温室の冷暖房費などの原燃料において市況の影響を受けるものが一部あります。原価削減活動等により影響額を吸収するなど適宜対応を行っておりますが、場合によっては当社の財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 災害等のリスクについて

火災爆発等の事故や風水害、地震等の自然災害による損害を食い止めるため、設備の点検、安全・消火設備の充実、各種保安活動、訓練等を行っております。しかしながら、自然災害に被災した場合、当社の財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 売上債権のリスクについて

当社は、売上債権の保全と与信体制の強化を推進しておりますが、販売先の経営悪化や破綻等により債権回収に支障をきたし、当社の財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 人材の確保と育成について

当社の事業は、労働集約型事業であり、花き分野における高い技量や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であります。したがって、優秀な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化、人材の適正配置を行うなど、教育環境や労働環境を整備し社員の定着を図るとともに事業に対する取り組み意欲の向上を促進すべく、体制を強化してまいります。しかしながら、当社の求める人材の確保や育成が計画通りに進まなかった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) システム等に関するリスクについて

当社は運営サイトにおけるシステムトラブルの発生可能性を低減するために、安定的運用のためのシステム強化、セキュリティ強化を徹底しており、万が一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できるような体制を整えております。しかしながら、大規模なプログラム不良や当該地域での大規模な自然災害の発生、想定を大幅に上回るアクセスの集中等により開発業務やシステム設備等に重大な被害が発生した場合、及びその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社の事業活動に支障が生じることにより、顧客や消費者との信頼関係に悪影響を及ぼし、損害賠償責任の発生等によって、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 慣習の変化に関するリスクについて

当社は、法人贈答の胡蝶蘭を中心に事業を展開しておりますので、お花を贈る習慣の変化、また贈答としての胡蝶蘭に代替する商品が現れた場合には、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(13) 道路交通法の規制に関するリスクについて

当社は、車両による配送活動を行っております。車両運行の際、社員による重大事故や違反により事業が中断するような事態となった場合には、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本届出書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、採用した会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

なお、貸倒引当金や繰延税金資産の計上等につきましては、見積りに依拠しており、実際の結果は、見積りによる不確実性のため異なる結果となる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

第23期事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

(資産)

当事業年度末における資産は484,982千円となり、前事業年度末に比べ59,731千円増加しました。

流動資産については415,106千円となり、前事業年度末に比べ59,183千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が10,954千円増加、受取手形及び売掛金が12,482千円増加したことによるものです。

固定資産については69,876千円となり、前事業年度末に比べ548千円の増加となりました。これは主に、ソフトウェアが977千円増加したことによるものです。

(負債)

当事業年度末における負債は282,819千円となり、前事業年度末に比べ29,168千円増加しました。

流動負債については199,089千円となり、前事業年度末に比べ11,175千円の増加となりました。これは主に、買掛金及び未払金が16,416千円増加したことによるものです。

固定負債については83,729千円となり、前事業年度末に比べ17,992千円増加となりました。これは主に、長期借入金が18,008千円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産は202,163千円となり、30,563千円増加となりました。これは主に、利益剰余金が30,379千円増加したことによるものです。

第24期第3 四半期累計期間(自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)

(資産)

当第3 四半期会計期間末における資産は547,611千円となり、前事業年度末に比べ62,629千円増加となりました。

流動資産については483,330千円となり、前事業年度末と比べ68,224千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が21,694千円、受取手形及び売掛金が17,228千円、仕掛品が24,186千円それぞれ増加したことによるものです。

固定資産は64,281千円となり、前事業年度末に比べ5,595千円の減少となりました。これは主に、無形固定資産が927千円増加した一方で、投資その他の資産が5,285千円減少したことによるものです。

(負債)

当第3 四半期会計期間末における負債は310,715千円となり、前事業年度末に比べ27,896千円増加しました。

流動負債は219,767千円となり、前事業年度末に比べ20,678千円の増加となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が10,816千円増加、未払法人税等が14,698千円増加したことによるものです。

固定負債は90,947千円となり、前事業年度末に比べ7,218千円の増加となりました。これは主に、長期借入金が7,218千円増加したことによるものです。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は236,896千円となり、前事業年度末に比べ34,733千円増加しました。これは主に、利益剰余金が34,459千円に増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第23期事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

① 売上高

当事業年度の売上高は1,408,468千円(前年同期比12.7%増)となりました。売上高の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

② 売上総利益

当事業年度の売上総利益は545,502千円(前年同期比14.9%増)となりました。これは主として売上高が増加したこと及び売上原価の低減に努めたことによります。

③ 販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は498,137千円(前年同期比16.4%増)となりました。これは主として人件費等の増加によります。

④ 営業利益

上記の結果、当事業年度の営業利益は47,365千円(前年同期比1.1%増)となりました。

⑤ 経常利益

当事業年度の経常利益は47,013千円(前年同期比2.6%増)となりました。これは、営業外収益を1,525千円計上したことに加え、営業外費用を1,877千円計上したことによります。

⑥ 当期純利益

当事業年度の当期純利益は30,379千円(前年同期比24.4%減)となりました。これは、主として税金費用が増加したことによります。

第24期第3四半期累計期間(自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)

① 売上高

当第3四半期累計期間の売上高は1,276,023千円となりました。売上高の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

② 売上総利益

当第3四半期累計期間の売上総利益は481,669千円となりました。これは、売上原価が794,353千円になったことによります。

③ 販売費及び一般管理費

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は424,673千円となりました。これは、主として人件費の増加等によるものです。

④ 営業利益

上記の結果、当第3四半期累計期間の営業利益は56,995千円となりました。

⑤ 経常利益

当第3四半期累計期間の経常利益は57,331千円となりました。これは、営業外収益を1,614千円計上したことに加え、営業外費用を1,278千円計上したことによります。

⑥ 四半期純利益

当第3四半期累計期間の四半期純利益は34,459千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(5) 経営戦略の現状と見直し

当社は、胡蝶蘭の法人贈答を中心とした生花の卸売販売を主な事業として取り組んでおり、また胡蝶蘭の生産にも進出しております。生花流通を一括対応できる仕組みを構築しております。当社が所属する花き業界は市場規模が微減傾向にありますが、国内の景気回復基調を受けて、贈答用花き類の需要は回復が顕著になってまいりました。

そのような中、当社といたしましては、業界内での認知度・知名度の向上を目指してまいります。そして顧客のニーズを的確かつ迅速に捉え、顧客満足の向上を図り、更なる成長と企業規模の拡大を図ってまいります。また、業容拡大に対応した資金調達方法の多様化を進め、財務体質の強化に努める方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第23期事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

当事業年度における設備投資は3,470千円であり、その主な内容は、在庫管理システム関連で1,620千円、本社建物付属設備で1,000千円、胡蝶蘭栽培にて使用する発泡スチロール作成用金型で500千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

第24期第3四半期累計期間(自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)

当第3四半期累計期間における設備投資は1,084千円であり、その主な内容は、主に会計システムのバージョンアップであります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除去、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社は、生花の卸売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略し、該当する事業部門の名称を記載いたしております。

平成26年10月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器 具及び備 品	車両 運搬具	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	フラワービジネス支援事業、ナーセリー支援事業、フェューネラル事業、全社共通	本社事務所	1,343	1,371	—	1,176	3,891	26
大阪支店 (大阪市福島区)	フラワービジネス支援事業	支店	—	132	—	—	132	9
名古屋営業所 (名古屋市中川区)	フラワービジネス支援事業	営業所	—	752	—	—	752	4
福岡営業所 他1 拠点	フラワービジネス支援事業、ナーセリー支援事業	営業所	—	—	291	—	291	2

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	数量(台)	年間リース料 (千円)	リース契約残 高 (千円)
本社 (東京都港区)	フラワービジネス支援事業、ナーセリー支援事業、フェューネラル事業	車両運搬具	8	3,402	11,990
大阪支店 (大阪市福島区)	フラワービジネス支援事業	車両運搬具	4	1,327	2,097
名古屋営業所 (名古屋市中川区)	フラワービジネス支援事業	車両運搬具	1	388	356
福岡営業所 (福岡市博多区)	フラワービジネス支援事業	車両運搬具	1	312	208

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	フラワービジネス支援 事業、ナーセリー支援 事業、フューネラル事 業、全社共通	事務所	978.81	21,395
大阪支店 (大阪市福島区)	フラワービジネス支援 事業	事務所	256.19	3,885
名古屋営業所 (名古屋市中川区)	フラワービジネス支援 事業	事務所	175.00	2,816
福岡営業所 (福岡市博多区)	フラワービジネス支援 事業	事務所	114.28	1,202

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年10月31日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
計	3,200,000

(注) 平成27年8月5日開催の取締役会決議により、平成27年8月28日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、3,192,000株増加し、3,200,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	890,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	890,000	—	—

(注) 平成27年8月5日開催の取締役会決議により、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行い、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これにより発行済株式総数は887,775株増加し、890,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成25年10月27日臨時株主総会決議に基づく平成25年10月27日の取締役会決議

(第3回新株予約権)

	最近事業年度 (平成26年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	153(注) 1、2	150(注) 1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	153(注) 1、2	60,000(注) 1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	59,000(注) 3	148(注) 3、5
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月28日 至 平成35年10月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 59,000 資本組入額 29,500	発行価額 148(注) 5 資本組入額 74(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職等によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、株式分割や株式併合を行う場合、適宜調整するものとします。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が外部支援者である場合にはこの限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。
- ③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができません。
- ④ 取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができません。
- ⑤ 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には

新株予約権を行使できません。

5. 平成27年8月5日開催の取締役会決議により、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成26年10月31日臨時株主総会決議に基づく平成26年10月31日の取締役会決議
(第4回新株予約権)

	最近事業年度 (平成26年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	5 (注) 1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	2,000 (注) 1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	252 (注) 3、5
新株予約権の行使期間	—	自 平成28年11月2日 至 平成35年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価額 252(注)5 資本組入額 126(注)5
新株予約権の行使の条件	—	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職等によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、株式分割や株式併合を行う場合、適時調整するものとします。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が外部支援者である場合にはこの限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。
- ③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができません。
- ④ 取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができません。
- ⑤ 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には

新株予約権を行使できません。

5. 平成27年8月5日開催の取締役会決議により、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 新株予約権付社債

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年8月28日 (注)	887,775	890,000	—	94,675	—	—

(注) 平成27年8月27日の株主名簿に記載された株主に対し、株式分割（1：400）を行ったことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	1	—	—	5	6	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	480	—	—	8,420	8,900	—
所有株式数 の割合（%）	—	—	—	5.4	—	—	94.6	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 890,000	8,900	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	890,000	—	—
総株主の議決権	—	8,900	—

② 【自己株式】

該当事項はありません。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(第3回新株予約権)

決議年月日	平成25年10月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社監査役1名 当社使用人31名 外部支援者3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(第4回新株予約権)

決議年月日	平成26年10月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役1名、当社使用人4名、外部支援者5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、内部留保の充実を重視し、経営体質の強化及び設備投資等、将来の事業展開に備えてまいりました。そのため、配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要課題のひとつとして位置づけております。

今後は、必要な内部留保を確保しつつ、業績及び財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当政策を目指すことを基本方針として配当を実施していきたいと考えておりますが、現時点において配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大・発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7 名 女性 0 名 （役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	田中 豊	昭和41年1月21日	昭和63年 4 月 平成 3 年12月	STT株式会社（現PGMホールディングス株式会社）入社 当社設立 代表取締役社長 就任（現任）	(注)2	716, 000
専務取締役	事業本部長	根本和典	昭和40年 3 月19日	昭和63年 4 月 平成 4 年 4 月	STT株式会社（現PGMホールディングス株式会社）入社 当社入社 専務取締役就任 （現任）	(注)2	84, 000
取締役	事業 副本部長	伊藤正之	昭和44年 9 月27日	平成 2 年 4 月 平成 6 年10月 平成17年10月	合資会社オーキッドバレー 入社 当社入社 当社取締役就任（現任）	(注)2	4, 000
取締役	管理部長	芝田新一郎	昭和39年 7 月 8 日	平成 2 年 4 月 平成 7 年 4 月 平成19年 4 月 平成24年 6 月	学校法人早稲田大学勤務 株式会社ボルケ入社 当社入社 当社取締役就任（現任）	(注)2	20, 000
常勤監査役	—	横田 孝	昭和24年12月1日	昭和47年 4 月 平成14年 7 月 平成18年 4 月 平成19年 8 月 平成21年11月 平成24年 5 月 平成26年 3 月	大和証券投資信託販売株式 会社（現三菱UFJモルガン スタンレー証券）入社 大新東株式会社入社 株式会社セールスアウトソ ーシング入社 同社取締役就任 管理部長 同社常務取締役就任 営業 本部長兼管理部長 同社常務取締役 管理部長 当社常勤監査役就任（現 任）	(注)3	—
監査役	—	藤本健介	昭和16年11月30日	昭和41年 4 月 平成 6 年 6 月 平成 9 年 6 月 平成14年 6 月 平成19年11月 平成20年 1 月	日清製粉株式会社入社 同社取締役就任 NBC株式会社 常務取締役 就任 ヤマジヨウ商事株式会社 専務取締役就任 当社顧問 当社監査役就任（現任）	(注)3	—
監査役	—	山田孝雄	昭和19年 9 月12日	昭和38年 4 月 平成10年 4 月 平成11年 6 月 平成15年 6 月 平成18年 6 月 平成19年 7 月 平成20年 4 月 平成21年 9 月 平成27年 1 月	株式会社住友銀行（現三井 住友銀行）入行 住銀ファイナンス株式会社 （現SMB Cファイナンス サービス株式会社）入社 同社取締役営業統括部長 同社常務取締役ファクトリ ング本部副本部長 同社常務取締役ファクトリ ング本部長 株式会社新日本アーバンマ トリックス入社 株式会社スーパー ホテル 開発営業顧問 株式会社新日本建物 監査 役 当社監査役就任（現任）	(注)3	—
計							824, 000

(注) 1. 常勤監査役 横田孝及び監査役 山田孝雄は、社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、平成27年 8 月28日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 2 年以内に終了する事業年度の
うち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、平成27年 8 月28日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 4 年以内に終了する事業年度の
うち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、お客様や取引先、従業員、地域社会等といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

② 会社機関の内容

イ. 会社機関の基本説明

当社は、会社法ならびに会社法施行規則に基づく監査役会設置会社制度を採用しており、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督および監査を行っております。また内部統制の確保及びリスクの低減に向けた全社横断的な活動を実施するほか、コンプライアンス規程等の社内規則・運用基準を整備・運用しております。また、内部通報制度運用規程を定め、コンプライアンスに関する問題が生じた場合、弁護士を含めた通報窓口により、口頭、電話、電子メール等により、匿名でも通報できる体制を整えるとともに、通報した者に対する不利益な取り扱いを防止し、公正性の確保に努めております。

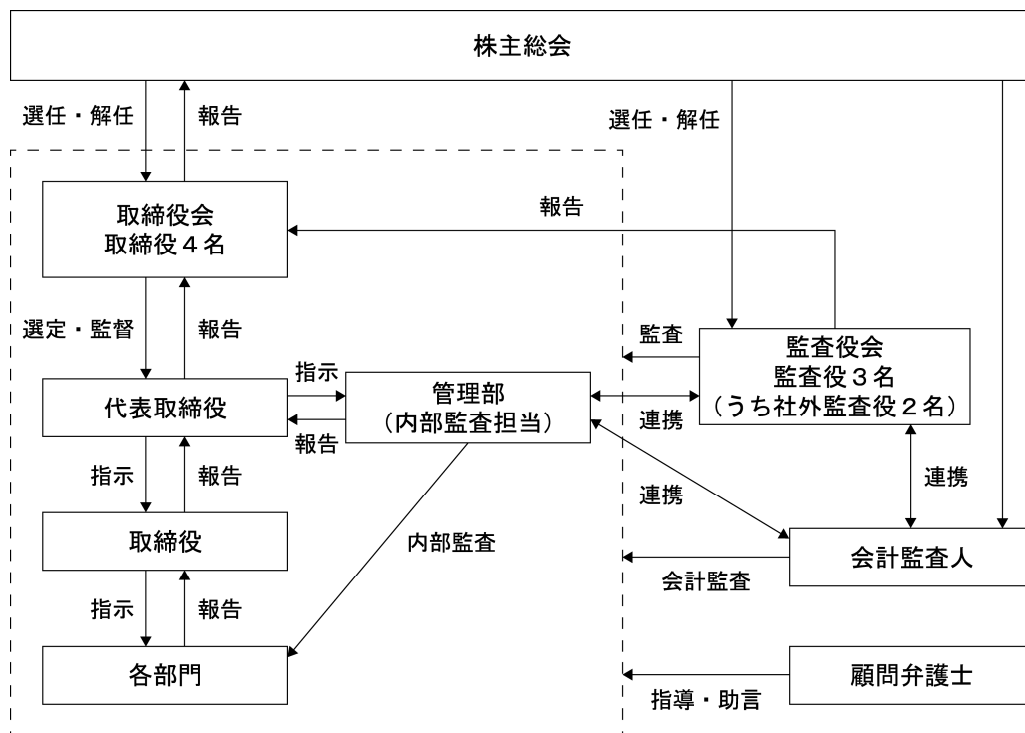
(取締役会)

当社の取締役会は、取締役4名(社外取締役はおりません)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

(監査役会)

当社は、会社法及び関連法令に基づき監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であり、また、うち2名は社外監査役であります。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。また、監査役会は毎月1回開催し、各々監査役の監査内容について報告する等監査役間での意見交換・情報共有等行っております。また、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

ロ．経営上の意思決定、執行および監督に関わる経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンス体制



ハ．当該体制を採用する理由

当社は、監査役は取締役会に定期的に出席するほか、当社の取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて報告を求めています。また、会計監査人、内部監査担当者（管理部の担当者2名）などと緊密に連携することで、企業経営の適法性及び効率性の維持・向上に努めています。従いまして、経営の客観性を維持・確保することができる体制であると考えております。

ニ．その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に定める、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他株式会社の業務の適正性を確保するための体制として、内部統制システムの整備に関する基本方針を平成27年1月15日開催の取締役会で決議し、同方針に基づき、業務の適正を確保するための体制の充実に努めています。

・リスク管理体制の整備の状況

法令順守の強化及び徹底に向け、各種社内会議を通じて役職員の意識向上に努めています。当社は事業遂行に伴う危機に対しては、危機管理規定を制定し、リスクの予見とその管理、対応に努めています。また、犯罪行為、不正行為等の未然防策として、社内通報制度を設け、相互牽制を図れる仕組みを構築しております。さらに、重要な法的判断については、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて助言と指導を受ける体制を整えております。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 内部監査及び監査役監査

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、管理部（担当者2名）が担当し、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査計画書に基づき実施しております。

監査役監査は、重要な書類の閲覧、重要な会議への出席等により、取締役の日常業務の執行状況を監査し、毎月開催する監査役会にて情報・意見交換を行っております。また、監査役は平素より取締役と意思疎通を図り情報の収集と監査環境の整備に努めております。

内部監査部署（管理部）、監査役及び会計監査人は、相互に連携を図るため、情報・意見交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

④ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

第23期事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 木下 洋

指定有限責任社員 業務執行社員 浅野 俊治

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 4名

⑤ 社外取締役及び社外監査役

当社は、経営への監視を強化するため、社外監査役を2名選任しております。

社外監査役である横田孝氏は企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、常勤監査役として当社の監査体制の強化に努めております。社外監査役山田孝雄氏は、永きに亘り金融機関に在籍し、財務・会計に関する幅広い知見を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

当社と社外監査役との間に、重大な利益相反を生じさせ、また、独立性を阻害するような人的・資金的関係・取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。

当社は、コーポレートガバナンスと投資家の利益に配慮し、上場後には独立役員を届け出る予定であります。その際には、株主と利益相反が生じる恐れのない者であるかを判断した上で、取締役会での議決権を有する社外取締役から指定することを基本方針としております。また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有し、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備する方針であります。

当社は、会社法及び関連法令に基づき監査役会制度を採用しており、平成27年1月に監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であり、またうち2名が社外監査役であります。監査役会を原則毎月1回開催し、各々監査役の監査内容について報告する等監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。また、監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。

⑥ 役員の報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役	34,380	34,380	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	360	360	—	—	1
監査役	1,410	1,410	—	—	1

(注) 1 使用人兼取締役の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬総額を決定しております。各役員の報酬額については、それぞれ取締役会及び監査役会の決議により決定しております。

⑦ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	7 銘柄
貸借対照表計上額の合計額	715千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、貸借対照表計上額が資本金の100分の1を超える銘柄
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑧ 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

株主総会において、株主が主体的に総会に付議された議案について権利を行使することは、株式会社制度の根幹をなすものであり、当社としては、このための議決権行使の環境づくりに積極的に取り組まなければならないという認識の下に、以下の施策を行っております。

株主への株主総会招集通知については、早期発送に努め、自社ホームページにおいても掲載することを予定しております。

株主総会の開催場所は、株主が出席しやすい場所(ホテル等)を確保する予定です。

将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使と外国人投資家向けに招集通知の英文化を検討していきたいと考えております。

⑨ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年1月15日の取締役会において内部統制基本方針を定める決議を行っており、同内部統制基本方針に基づき、体制整備は図られております。概要は次のとおりです。

a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(a) コンプライアンス規程や経営理念をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、当社のコンプライアンス体制の確立に関する事項を所轄する部署を管理部とし、管理部を中心に役職員教育等を行います。

(b) 内部監査担当者は、コンプライアンスの状況を監査します。なお、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとします。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

(b) 情報セキュリティポリシーを整備し、情報セキュリティの強化ならびに個人情報の保護に努めます。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
- (b) 「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に業務執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を可能にします。
- e. 当社における業務の適正を確保するための体制
- 事業の部門別に責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、管理部がこれらを横断的に推進し、管理します。
- f. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。
- g. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- 取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備します。
- h. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
- i. 反社会的勢力との関係断絶
- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消します。なお、当社取締役及び使用人で、新規に取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策に関する規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始します。
- (b) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行います。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図ります。
- (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。
- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
- 当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することの方針としております。部門長会議をはじめとする当社の主要な会議体や、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。
- 当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策に関する規程」を制定し、反社会的勢力対応部署は管理部、その責任者は管理部長と定めております。
- 新規取引先並びに新規採用者について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。
- また、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。
- 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。
- ⑪ 買収防衛策等の導入状況等
- 現在のところ買収防衛策の導入は検討しておりません。
- ⑫ 取締役の定数
- 当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑬ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票にはよらない旨を定款に定めております。

⑭ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
5,800	—	8,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査日数や業務内容等の妥当性を勘案し、さらに監査役会の同意を得た上で、監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年11月1日から平成25年10月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成24年11月1日から平成25年10月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年11月1日から平成25年10月31日まで)及び当事業年度(平成25年11月1日から平成26年10月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成27年5月1日から平成27年7月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年11月1日から平成27年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するために、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加し、財務諸表等の適正性の確保に取り組んでおります。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年10月31日)	当事業年度 (平成26年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	177,371	188,325
受取手形	—	148
売掛金	135,917	148,251
商品及び製品	12,132	14,635
仕掛品	28,002	55,541
原材料及び貯蔵品	220	149
前払費用	7,003	5,489
繰延税金資産	9,874	5,614
その他	1,425	3,955
貸倒引当金	△16,023	△7,005
流動資産合計	355,922	415,106
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,615	7,615
減価償却累計額	△1,987	△2,388
建物（純額）	4,627	5,226
車両運搬具	—	350
減価償却累計額	—	△58
車両運搬具（純額）	—	291
工具、器具及び備品	14,026	15,096
減価償却累計額	△11,970	△12,840
工具、器具及び備品（純額）	2,055	2,256
土地	2,590	2,590
有形固定資産合計	9,274	10,365
無形固定資産		
ソフトウェア	55	1,032
その他	144	144
無形固定資産合計	199	1,176
投資その他の資産		
投資有価証券	2,552	2,850
出資金	70	73
長期前払費用	1,234	707
保険積立金	26,796	27,684
破産更生債権等	40,152	40,227
繰延税金資産	5,303	2,980
その他	22,398	22,260
貸倒引当金	△38,652	△38,449
投資その他の資産合計	59,855	58,333
固定資産合計	69,328	69,876
資産合計	425,251	484,982

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年10月31日)	当事業年度 (平成26年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	50,213	57,856
1年内返済予定の長期借入金	76,760	76,565
未払金	21,502	30,275
未払費用	8,056	11,697
未払法人税等	15,681	800
預り金	1,938	2,110
賞与引当金	9,403	10,433
その他	4,358	9,351
流動負債合計	※ 187,914	※ 199,089
固定負債		
長期借入金	65,472	83,480
その他	265	249
固定負債合計	65,737	83,729
負債合計	253,651	282,819
純資産の部		
株主資本		
資本金	94,675	94,675
資本剰余金		
その他資本剰余金	44,787	44,787
資本剰余金合計	44,787	44,787
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	31,668	62,048
利益剰余金合計	31,668	62,048
株主資本合計	171,131	201,511
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	468	652
評価・換算差額等合計	468	652
純資産合計	171,599	202,163
負債純資産合計	425,251	484,982

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成27年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	210,019
受取手形及び売掛金	165,627
商品及び製品	15,250
仕掛品	79,727
原材料及び貯蔵品	149
その他	20,755
貸倒引当金	△8,200
流動資産合計	483,330
固定資産	
有形固定資産	9,129
無形固定資産	2,103
投資その他の資産	
その他	94,021
貸倒引当金	△40,973
投資その他の資産合計	53,048
固定資産合計	64,281
資産合計	547,611

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成27年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	59,282
1年内返済予定の長期借入金	87,381
未払法人税等	15,498
賞与引当金	4,497
その他	53,108
流動負債合計	219,767
固定負債	
長期借入金	90,698
その他	249
固定負債合計	90,947
負債合計	310,715
純資産の部	
株主資本	
資本金	94,675
資本剰余金	44,787
利益剰余金	96,507
株主資本合計	235,970
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	925
評価・換算差額等合計	925
純資産合計	236,896
負債純資産合計	547,611

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)	当事業年度 (自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)
売上高	1,249,677	1,408,468
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	16,750	12,132
当期商品仕入高	736,221	788,079
当期製品製造原価	34,380	77,626
合計	787,352	877,838
商品及び製品期末たな卸高	12,132	14,635
他勘定振替高	※1 —	※1 237
売上原価合計	775,219	862,965
売上総利益	474,458	545,502
販売費及び一般管理費	※2 427,642	※2 498,137
営業利益	46,815	47,365
営業外収益		
受取利息	381	267
受取配当金	1	9
保険解約返戻金	424	441
受取保険金	—	442
その他	674	365
営業外収益合計	1,481	1,525
営業外費用		
支払利息	2,011	1,877
その他	464	—
営業外費用合計	2,476	1,877
経常利益	45,821	47,013
税引前当期純利益	45,821	47,013
法人税、住民税及び事業税	21,069	10,163
法人税等調整額	△15,449	6,470
法人税等合計	5,620	16,633
当期純利益	40,200	30,379

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)		当事業年度 (自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	42,759	68.5	52,920	50.3
II 経費		19,622	31.5	52,246	49.7
当期総製造費用		62,382	100.0	105,166	100.0
仕掛品期首たな卸高		—		28,002	
合計		62,382		133,168	
仕掛品期末たな卸高		28,002		55,541	
当期製品製造原価		34,380		77,626	

原価計算法の方法

原価計算方法は、実際総合原価計算を採用しております。

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注加工費	13,562	34,435
水道光熱費	6,060	14,975

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)
売上高	1,276,023
売上原価	794,353
売上総利益	481,669
販売費及び一般管理費	424,673
営業利益	56,995
営業外収益	
受取利息	180
受取配当金	10
保険解約返戻金	1,036
その他	387
営業外収益合計	1,614
営業外費用	
支払利息	1,278
営業外費用合計	1,278
経常利益	57,331
税引前四半期純利益	57,331
法人税、住民税及び事業税	20,241
法人税等調整額	2,631
法人税等合計	22,872
四半期純利益	34,459

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	94, 675	44, 787	44, 787	△8, 532	△8, 532	130, 930
当期変動額						
当期純利益				40, 200	40, 200	40, 200
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	40, 200	40, 200	40, 200
当期末残高	94, 675	44, 787	44, 787	31, 668	31, 668	171, 131

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△450	△450	130,479
当期変動額			
当期純利益			40,200
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	919	919	919
当期変動額合計	919	919	41,119
当期末残高	468	468	171,599

当事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	94,675	44,787	44,787	31,668	31,668	171,131
当期変動額						
当期純利益				30,379	30,379	30,379
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	30,379	30,379	30,379
当期末残高	94,675	44,787	44,787	62,048	62,048	201,511

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	468	468	171,599
当期変動額			
当期純利益			30,379
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	183	183	183
当期変動額合計	183	183	30,563
当期末残高	652	652	202,163

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)	当事業年度 (自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	45,821	47,013
減価償却費	1,120	1,402
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	10,204	△9,221
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,317	1,030
受取利息及び受取配当金	△382	△276
支払利息	2,011	1,877
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,611	△12,557
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△23,323	△29,971
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,948	7,642
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,119	1,486
未払金の増減額 (△は減少)	12,835	7,222
未払費用の増減額 (△は減少)	2,068	3,641
その他	856	2,460
小計	49,745	21,748
利息及び配当金の受取額	216	317
利息の支払額	△1,967	△1,594
法人税等の支払額	△16,226	△26,381
法人税等の還付額	—	688
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,768	△5,221
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△97,403	△11,786
定期預金の払戻による収入	93,029	7,252
貸付けによる支出	△8,001	—
貸付金の回収による収入	11,281	—
有形固定資産の取得による支出	△4,694	△1,920
出資金の払込による支出	—	△3
敷金及び保証金の差入による支出	△1,123	△1,746
敷金及び保証金の回収による収入	465	334
保険積立金の積立による支出	△1,010	△5,702
保険積立金の解約による収入他	79	5,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,376	△8,372
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	60,000	110,000
長期借入金の返済による支出	△89,916	△92,187
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,916	17,813
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△5,524	4,219
現金及び現金同等物の期首残高	70,605	65,081
現金及び現金同等物の期末残高	※ 65,081	※ 69,300

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～29年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年11月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～29年
車輛運搬具	4年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年10月31日)	当事業年度 (平成26年10月31日)
当座貸越極度額の総額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	50,000千円	50,000千円

(損益計算書関係)

※ 1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)	当事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)
販売費及び一般管理費への振替高	一千円	237千円

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58%、当事業年度59%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42%、当事業年度41%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)	当事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)
給与手当	167,669千円	200,328千円
賞与引当金繰入額	9,403千円	10,433千円
荷造運賃	35,379千円	50,199千円
貸倒引当金繰入額	10,204千円	△9,028千円
減価償却費	1,120千円	1,402千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	2,225	—	—	2,225
合計	2,225	—	—	2,225
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	2,225	—	—	2,225
合計	2,225	—	—	2,225
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)	当事業年度 (自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)
現金及び預金	177,371千円	188,325千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△112,290千円	△119,024千円
現金及び現金同等物	65,081千円	69,300千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は通常の売買取引に係る会計処理によっておりますが、当事業年度末現在、該当するリース契約はありません。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年10月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	11,731	11,731	—
合計	11,731	11,731	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

該当事項はありません。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	655千円
減価償却費相当額	578千円
支払利息相当額	76千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。当社では、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に実行できなくなるリスク)については、当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	177,371	177,371	—
(2) 売掛金	135,917	135,917	—
(3) 投資有価証券	2,461	2,461	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金(※1)	40,152 △38,652		
	1,500	1,500	—
資産計	317,250	317,250	—
(1) 買掛金	50,213	50,213	—
(2) 未払金	21,502	21,502	—
(3) 未払法人税等	15,681	15,681	—
(4) 預り金	1,938	1,938	—
(5) 長期借入金(※2)	142,232	141,970	△261
負債計	231,568	231,307	△261

(※1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当事業年度 (平成25年10月31日)
非上場株式	91
出資金	70

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	177,371	—	—	—
売掛金	135,917	—	—	—
合計	313,288	—	—	—

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	76,760	42,761	19,883	2,828	—	—
合計	76,760	42,761	19,883	2,828	—	—

当事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。当社では、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を

利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）については、当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	188,325	188,325	—
(2) 受取手形	148	148	—
(3) 売掛金	148,251	148,251	—
(4) 投資有価証券	2,759	2,759	—
(5) 破産更生債権等	40,227		
貸倒引当金（※1）	△38,449		
差引	1,778	1,778	—
資産計	341,262	341,262	—
(1) 買掛金	57,856	57,856	—
(2) 未払金	30,275	30,275	—
(3) 未払法人税等	800	800	—
(4) 預り金	2,110	2,110	—
(5) 長期借入金（※2）	160,045	159,719	△325
負債計	251,087	250,762	△325

（※1） 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当事業年度 (平成26年10月31日)
非上場株式	91
出資金	73

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	188,325	—	—	—
受取手形	148	—	—	—
売掛金	148,251	—	—	—
合計	336,725	—	—	—

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	76,565	58,148	25,332	—	—	—
合計	76,565	58,148	25,332	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年10月31日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	579	210	368
	(2) その他	1,882	1,511	370
	小計	2,461	1,722	739
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,461	1,722	739

非上場株式(貸借対照表計上額91千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年10月31日)

その他有価証券

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	624	210	414
	(2) その他	2,134	1,511	622
	小計	2,759	1,722	1,037
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,759	1,722	1,037

非上場株式(貸借対照表計上額91千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、外部支援者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 110,400株
付与日	平成18年5月31日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・監査役・従業員、当社子会社の取締役・監査役・従業員、当社関連会社の取締役・監査役・従業員又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要するものとします。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年6月1日から平成28年5月31日まで(注) 2

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使期間の開始日は、新株予約権の割当てを受けた者との契約により、新株予約権の割当日から2年経過した日又は当社の上場日のどちらか遅い日と定めております。

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 29名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 47,600株
付与日	平成18年5月31日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・監査役・従業員、当社子会社の取締役・監査役・従業員、当社関連会社の取締役・監査役・従業員又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要するものとします。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年6月1日から平成28年5月31日まで(注) 2

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使期間の開始日は、新株予約権の割当てを受けた者との契約により、新株予約権の割当日から2年経過した日又は当社の上場日のどちらか遅い日と定めております。

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社監査役1名、当社使用人31名、外部支援者3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 62,400株
付与日	平成25年10月31日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が外部支援者である場合にはこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年10月28日から平成35年10月27日まで（注）2

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使期間の開始日は、新株予約権の割当てを受けた者との契約により、新株予約権の割当日から2年経過した日又は当社の上場日のどちらか遅い日と定めております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株) （注）1	110,400	47,600	—
付与(株) （注）1	—	—	62,400
失効(株) （注）1、2	110,400	47,600	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株) （注）1	—	—	62,400
権利確定後			
前事業年度末(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

（注）1. 平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、平成25年8月23日付で、新株予約権者が新株予約権全部を放棄したため、失効しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円) (注)	125	125	148
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産方式に基づき算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社監査役1名、当社使用人31名、外部支援者3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 62,400株
付与日	平成25年10月31日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が外部支援者である場合にはこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年10月28日から平成35年10月27日まで(注) 2

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使期間の開始日は、新株予約権の割当てを受けた者との契約により、新株予約権の割当日から2年経過した日又は当社の上場日のどちらか遅い日と定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

事業年度（平成26年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権
権利確定前	
前事業年度末(株) (注) 1	62,400
付与(株)	—
失効(株) (注) 1	1,200
権利確定(株)	—
未確定残(株) (注) 1	61,200
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

(注) 1. 平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権
権利行使価格(円) (注)	148
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成27年8月28日付で普通株式1株を400株に株式分割しており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年10月31日)	当事業年度 (平成26年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,444千円	72千円
貸倒引当金	16,886千円	14,272千円
賞与引当金	3,707千円	3,872千円
減価償却費超過額	5,834千円	3,489千円
投資有価証券評価損	648千円	648千円
資産除去債務	1,039千円	1,058千円
その他	7,671千円	7,106千円
繰延税金資産小計	37,232千円	30,519千円
評価性引当額	△21,783千円	△21,540千円
繰延税金資産計	15,449千円	8,979千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△271千円	△384千円
繰延税金負債計	△271千円	△384千円
繰延税金資産の純額	15,178千円	8,594千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年10月31日)	当事業年度 (平成26年10月31日)
法定実効税率	39.43%	39.43%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31%	0.16%
評価性引当額の増減額	△27.44%	△0.52%
住民税均等割等	2.36%	3.17%
中小法人軽減税率適用による影響	△2.18%	△2.34%
所得拡大促進税制による税額控除	—	△3.29%
その他	△0.21%	△1.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.27%	35.38%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(平成25年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年10月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の39.43%から37.12%に変更されております。これによる影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)

当社は本社等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

当社は本社等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)

当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
株式会社メイション	138,519

(注) 当社は単一セグメントとしているため関連するセグメント名は省略しております。

当事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	田中豊	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接81.1%	債務 被保証 資金の 貸付	借入金に対 する債務被 保証(注)1	142,232	—	—
							資金の貸付 (注)2	8,001	—	—
							貸付金の回 収	11,281	—	—

(注)1 当社の銀行借入金に対して当社代表取締役社長 田中豊より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(注)2 貸付金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	田中豊	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接80.4%	債務被保証	借入金に対 する債務被 保証(注)1	141,157	—	—

(注)1 当社の銀行借入金に対して当社代表取締役社長 田中豊より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)	当事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)
1株当たり純資産額	192.80円	227.14円
1株当たり当期純利益金額	45.16円	34.13円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成27年8月28日付で、普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日)	当事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)
1株当たり当期純利益額		
当期純利益金額(千円)	40,200	30,379
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	40,200	30,379
期中平均株式数(株)	890,000	890,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数551個)	新株予約権1種類(新株予約権の数153個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年10月31日)	当事業年度 (平成26年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	171,599	202,163
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
(うち新株予約権(千円))	(—)	(—)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	171,599	202,163
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	890,000	890,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)

(ストック・オプションの発行)

当社は、平成26年10月31日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、平成26年11月 1 日付で、当社の監査役、使用人、顧問並びに外部支援者に対し、次のとおりストック・オプションとしての新株予約権を付与いたしました。

(1) 付与日 平成26年11月 1 日

(2) 新株予約権の数 10個

(3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式4,000株

(4) 新株予約権の行使価格 252円

(5) 付与対象者の区分及び人数

当社監査役 1 名、当社使用人 4 名、外部支援者 5 名、計10名

(6) 権利確定条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が外部支援者である場合にはこの限りではありません。

(7) 権利行使期間 平成28年11月 2 日～平成35年10月30日

なお、当社は、平成27年 8 月28日付で普通株式 1 株を400株に株式分割しており、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使価格」は、株式分割後の株式数及び行使価格に換算して記載しております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成27年 8 月 5 日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をし、平成27年 8 月28日付で株式分割を行っております。また、平成27年 8 月28日開催の臨時株主総会において単元株制度の導入を行う旨の決議をしております。

内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割の概要

(1) 株式分割割合

普通株式1株を400株に分割する。

(2) 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 3,200,000株

(3) 株式分割前の発行済株式総数

普通株式 2,225株

(4) 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 890,000株

(5) 株式分割により増加する株式数

普通株式 887,775株

(6) 株式分割に係る基準日

株式分割により権利を有する株主は、平成27年8月27日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。

(7) 株式分割の効力発生日

平成27年 8 月28日

(8) 前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年11月 1 日 至 平成25年10月31日)	当事業年度 (自 平成25年11月 1 日 至 平成26年10月31日)
1株当たり純資産額	192.80円	227.14円
1株当たり当期純利益金額	45.16円	34.13円

2. 単元株制度の採用

平成27年8月28日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

【注記事項】

(追加情報)

法人税率変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の37.12%から35.36%に変更されております。

この税率変更による四半期財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)
減価償却費	1,394千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)

当社は、フラワーサプライ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成26年11月1日 至 平成27年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額	38円71銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	34,459
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	34,459
普通株式の期中平均株式数(株)	890,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成27年8月28日付で、普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成27年8月5日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をし、平成27年8月28日付で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割の概要

(1) 株式分割割合

普通株式 1 株を400株に分割する。

(2) 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 3,200,000株

(3) 株式分割前の発行済株式総数

普通株式 2,225株

(4) 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 890,000株

(5) 株式分割により増加する株式数

普通株式 887,775株

(6) 株式分割に係る基準日

株式分割により権利を有する株主は、平成27年8月27日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。

(7) 株式分割の効力発生日

平成27年 8 月28日

(8) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に記載しております。

2. 単元株制度の採用

平成27年 8 月28日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

⑤ 【附属明細表】（平成26年10月31日現在）

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	6,615	1,000	—	7,615	2,388	400	5,226
車両運搬具	—	350	—	350	58	58	291
工具、器具及び備品	14,026	1,070	—	15,096	12,840	870	2,256
土地	2,590	—	—	2,590	—	—	2,590
有形固定資産計	23,232	2,420	—	25,653	15,287	1,329	10,365
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	26,602	25,569	72	1,032
その他	—	—	—	144	—	—	144
無形固定資産計	—	—	—	26,746	25,569	72	1,176
長期前払費用	3,346	461	—	3,808	2,515	1,103	1,293

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社入口ドア	1,000千円
工具、器具及び備品	在庫管理ハンディターミナル	402千円
	農園胡蝶蘭仕立用金型	500千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3. 長期前払費用の差引当期末残高には、前払費用に振り替えた586千円が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	76,760	76,565	1.06	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	65,472	83,480	0.97	平成27年11月～ 平成29年 9月
合計	142,232	160,045	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	58,148	25,332	—	—

【引当金明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末増加額 (千円)	当期末減少額 (目的使用) (千円)	当期末減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	54,676	8,254	193	17,282	45,454
賞与引当金	9,403	10,433	9,403	—	10,433

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期末減少額のその他」のうち16,023千円は一般債権の貸倒実績率による洗替戻入額、1,258千円は債権の回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成26年10月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	372
預金	
当座預金	6
普通預金	68,922
定期預金	96,459
定期積金	22,565
計	187,953
合計	188,325

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ヤマイチテクノ	148
合計	148

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成26年12月満期	148
合計	148

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社メイション	11,334
下津井電鉄株式会社	7,478
株式会社日比谷花壇	6,556
三洋ハートエコロジー株式会社	5,779
株式会社岡村竹材	5,022
その他	112,079
合計	148,251

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
135,917	1,502,311	1,489,976	148,251	91.0	35

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 商品及び製品

区分	金額(千円)
胡蝶蘭、観葉植物等	14,635
合計	14,635

⑤ 仕掛品

区分	金額(千円)
胡蝶蘭	55,541
合計	55,541

⑥ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
商品カタログ等	149
合計	149

⑦ 保険積立金

相手先	金額(千円)
三井生命保険株式会社	10,601
朝日火災海上保険株式会社	9,677
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	6,934
日本生命保険相互会社	470
合計	27,684

⑧ 破産更生債権等

相手先	金額(千円)
有限会社早来アグリファーム	9,043
有限会社咲花園	8,208
株式会社フロレゾン	7,383
有限会社うりずん	2,750
株式会社北典社	1,840
その他	11,002
合計	40,227

⑨ 買掛金

相手先	金額(千円)
宜楽有限公司	15,044
株式会社大田花き	4,488
株式会社フラワーオークションジャパン	4,450
科隆國際生物科技股份有限公司	3,002
株式会社ディノス	2,238
その他	28,632
合計	57,856

⑩ 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	20,016
株式会社三井住友銀行	11,563
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,996
株式会社横浜銀行	9,350
株式会社阿波銀行	9,163
その他	16,477
合計	76,565

⑪ 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社緑花苑	6,329
株式会社阪急阪神エクスプレス	3,113
有限責任あずさ監査法人	2,916
有限会社石和洋蘭園	1,703
有限会社石毛洋蘭園	1,516
その他	14,695
合計	30,275

⑫ 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	25,296
株式会社阿波銀行	15,006
株式会社横浜銀行	13,000
株式会社東日本銀行	12,772
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,175
その他	8,231
合計	83,480

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月 1 日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎年 1 月
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 4 月30日、毎年10月31日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社
取次所（注 1）	三菱UFJ 信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行ないます。ただし、電子公告を行うことのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行ないます。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.artgreen.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 1 当社株式は、株式会社名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成 25 年 3 月 27 日	ウィル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ウィルキャピタルマネジメント株式会社	東京都千代田区紀尾井町 3 番 29 号	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)	田中豊	東京都大田区	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名、当社の代表取締役社長)	220	8,001,400 (36,370) (注) 4	所有者の事情による
平成 26 年 9 月 9 日	田中豊	東京都大田区	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名、当社の代表取締役社長)	株式会社 i879 代表取締役社長 西家正純	東京都品川区北品川四丁目 11 番 9 号	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)	120	12,073,560 (100,613) (注) 5	事業関係強化のため
平成 26 年 9 月 30 日	ニッセイ・キャピタル 3 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社	東京都千代田区永田町二丁目 4 番 8 号	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)	田中豊	東京都大田区	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名、当社の代表取締役社長)	130	13,079,690 (100,613) (注) 5	所有者の事情による
平成 26 年 9 月 30 日	MUFGベンチャーキャピタル 1 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJ キャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 7 番 17 号	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)	田中豊	東京都大田区	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名、当社の代表取締役社長)	20	2,012,260 (100,613) (注) 5	所有者の事情による
平成 26 年 9 月 30 日	MUFGベンチャーキャピタル 1 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJ キャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 7 番 17 号	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)	根本和典	東京都荒川区	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名、当社の専務取締役)	50	5,030,650 (100,613) (注) 5	所有者の事情による
平成 26 年 9 月 30 日	MUFGベンチャーキャピタル 1 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJ キャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 7 番 17 号	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)	芝田新一郎	東京都文京区	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名、当社の取締役)	50	5,030,650 (100,613) (注) 5	所有者の事情による
平成 26 年 9 月 30 日	MUFGベンチャーキャピタル 1 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJ キャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 7 番 17 号	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)	伊藤正之	福岡県福岡市	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名、当社の取締役)	10	1,006,130 (100,613) (注) 5	所有者の事情による
平成 26 年 10 月 31 日	田中豊	東京都大田区	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名、当社の代表取締役社長)	堀威夫	東京都品川区	特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)	45	4,527,585 (100,613) (注) 5	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、名古屋証券取引所セントレックスへ上場を予定しておりますが、株式会社名古屋証券取引所（以下「同取引所」という）が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第 23 条及び「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」（以下「上場前公募等規則の取扱い」という。）第 19 条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下 1 について同じ。）が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して 2 年前（平成 24 年 11 月 1 日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受けまたは譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱い要領 2 (1) に規定する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、上場前公募等規則第24条、上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間当該株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。
- また、当社は、該当記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、該当提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は純資産方式により算出した価格を総合的に勘定して、当事者間で協議の上、決定しております。
5. 移動価格は純資産価格及びDCF方式により算出した価格を総合的に勘定して、当事者間で協議の上、決定しております。
6. 平成27年8月5日開催の取締役会決議により、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成25年10月31日	平成26年11月1日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 156株	普通株式 10株
発行価格	59,000円	100,613円
資本組入額	29,500円	50,307円
発行価額の総額	9,204,000円	1,006,130円
資本組入額の総額	4,602,000円	503,070円
発行方法	平成25年10月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年10月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社名古屋証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第29条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとしております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年10月31日であります。
2. 同取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は割当を受けた役員、従業員及び社外協力者との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、次のとおりであります。
新株予約権①については、移動価格は純資産方式により算出した価格を総合的に勘定して、当事者間で協議の上、決定しております。
新株予約権②については、DCF方式及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘定して、当事者間で協議の上、決定しております。
4. 新株予約権①については、従業員の退職により3株、取得者の権利放棄により3株をそれぞれ失効しており、発行数は150株であります。
5. 新株予約権②については、取得者の権利放棄により5株失効しており、発行数は5株であります。
6. 平成27年8月5日開催の取締役会決議により、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、株式分割前の数値で記載しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき59,000円	1株につき100,613円
行使期間	自 平成27年10月28日 至 平成35年10月27日	自 平成28年11月2日 至 平成35年10月30日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 【取得者の概況】

新株予約権の付与（ストック・オプション）①

取得者の氏名 又は名称	取得者住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社と の関係
根本 和典	東京都荒川区	会社役員	20	1,180,000 (59,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
伊藤 正之	福岡県福岡市 博多区	会社役員	20	1,180,000 (59,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
芝田 新一郎	東京都文京区	会社役員	20	1,180,000 (59,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
藤本 健介	千葉県浦安市	会社役員	1	59,000 (59,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 1 平成27年8月5日開催の取締役会決議により、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値で記載しております。

(注) 2 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は28名であり、その株式総数は89株であります。

(注) 3 退職により従業員3名3株分の権利が喪失しております。

(注) 4 取得者の権利放棄により、外部支援者3名3株分の権利が喪失しております。

新株予約権の付与（ストック・オプション）②

取得者の氏名 又は名称	取得者住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社と の関係
横田 孝	埼玉県さいたま市 見沼区	会社役員	1	100,613 (100,613)	特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)

(注) 1 平成27年8月5日開催の取締役会決議により、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値で記載しております。

(注) 2 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は4名であり、その株式総数は4株であります。

(注) 3 取得者の権利放棄により、外部支援者5名5株分の権利が喪失しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
田中豊（注）1、2	東京都大田区	716,000	75.21
根本和典（注）1、3	東京都荒川区	92,000 (8,000)	9.66 (0.84)
株式会社 i 8 7 9（注）1	東京都品川区北品川四丁目11番9号	48,000	5.04
芝田新一郎（注）1、3	東京都文京区	28,000 (8,000)	2.94 (0.84)
堀威夫（注）1	東京都品川区	18,000	1.89
伊藤正之（注）1、3	福岡県福岡市博多区	12,000 (8,000)	1.26 (0.84)
渡部英孝（注）5	大阪府大阪市福島区	4,000 (4,000)	0.42 (0.42)
阿部唯明（注）5	千葉県松戸市	4,000 (4,000)	0.42 (0.42)
勝田学（注）5	大阪府大阪市天王寺区	4,000 (4,000)	0.42 (0.42)
石川達夫（注）5	東京都墨田区	2,000 (2,000)	0.21 (0.21)
向山正義（注）5	神奈川県川崎市宮前区	2,000 (2,000)	0.21 (0.21)
柴田益司（注）5	静岡県静岡市駿河区	2,000 (2,000)	0.21 (0.21)
品川昭男（注）5	埼玉県さいたま市大宮区	1,600 (1,600)	0.17 (0.17)
小林致知（注）5	神奈川県横浜市鶴見区	1,600 (1,600)	0.17 (0.17)
井戸邊悦子（注）5	大阪府寝屋川市	1,600 (1,600)	0.17 (0.17)
坂本清江（注）5	東京都八王子市	1,600 (1,600)	0.17 (0.17)
横山哲秀（注）5	大阪府泉大津市	1,200 (1,200)	0.13 (0.13)
野田由花（注）5	東京都世田谷区	1,200 (1,200)	0.13 (0.13)
柴田匡彦（注）5	神奈川県川崎市幸区	1,200 (1,200)	0.13 (0.13)
大鹿慧（注）5	大阪府大阪市都島区	1,200 (1,200)	0.13 (0.13)
原田裕史（注）5	東京都板橋区	800 (800)	0.08 (0.08)
松本真一（注）5	東京都大田区	800 (800)	0.08 (0.08)
宮崎加奈絵（注）5	東京都八王子市	400 (400)	0.04 (0.04)
高橋綾（注）5	千葉県流山市	400 (400)	0.04 (0.04)
関山くるみ（注）5	神奈川県相模原市南区	400 (400)	0.04 (0.04)
沼口寿宏（注）5	埼玉県川口市	400 (400)	0.04 (0.04)
豊田晃久（注）5	千葉県千葉市中央区	400 (400)	0.04 (0.04)
中村祐美子（注）5	千葉県市川市	400 (400)	0.04 (0.04)
高久裕次（注）5	東京都葛飾区	400 (400)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
安部久美子 (注) 5	愛知県名古屋市中区	400 (400)	0.04 (0.04)
服部弘子 (注) 5	兵庫県神戸市灘区	400 (400)	0.04 (0.04)
上村紗桜梨 (注) 5	奈良県香芝市	400 (400)	0.04 (0.04)
藤瀬昌未 (注) 5	大阪府大阪市淀川区	400 (400)	0.04 (0.04)
福馬葉子 (注) 5	東京都練馬区	400 (400)	0.04 (0.04)
北原淳 (注) 5	東京都世田谷区	400 (400)	0.04 (0.04)
辰己恵美子 (注) 5	愛知県名古屋市中川区	400 (400)	0.04 (0.04)
越智裕美 (注) 5	神奈川県川崎市高津区	400 (400)	0.04 (0.04)
新海宏武 (注) 5	埼玉県川口市	400 (400)	0.04 (0.04)
藤本健介 (注) 4	千葉県浦安市	400 (400)	0.04 (0.04)
横田孝 (注) 4	埼玉県さいたま市見沼区	400 (400)	0.04 (0.04)
計	—	952,000 (62,000)	100.00 (6.51)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
5. 当社の従業員
6. () 内は、潜在株数及びその割合であり、内数であります。
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
8. 平成27年8月5日開催の取締役会決議により、平成27年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っており、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月 6 日

アートグリーン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 木 下 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅 野 俊 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアートグリーン株式会社の平成24年11月1日から平成25年10月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アートグリーン株式会社の平成25年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月 6 日

アートグリーン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 木 下 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅 野 俊 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアートグリーン株式会社の平成25年11月1日から平成26年10月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アートグリーン株式会社の平成26年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月 6 日

アートグリーン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 木 下 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅 野 俊 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアートグリーン株式会社の平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年5月1日から平成27年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年11月1日から平成27年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アートグリーン株式会社の平成27年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

